平成21年第1回竜王町議会定例会(第4号)

平成21年3月19日 午後1時00分開議 於 議 場

1 議 事 日 程(4日目)

日程第 1 一般質問

一般質問

1 ダイハツの生産車両の販売促進にかかる町の

_	7 T 3 S = E T 1 S 700 E T E T T T E T E T E T E T E T E T E
	助成施策について蔵口嘉寿男議員
2	日野川・祖父川堤防の竹木草の伐採について大橋 弘議員
3	役場職員倫理について
4	上部機関への上申内容と、取り組みの進捗状況について小森 重 剛議員
5	(仮称) 松陽台・安養寺線について
6	介護難民を町内から出さないために若 井 敏 子議員
7	離職者支援は適切で丁寧に若 井 敏 子議員
8	今だからこそ融資制度への支援策を若 井 敏 子議員
9	タウンセンターに児童館を若 井 敏 子議員
10	今後の町内アクセス道路の拡幅・道路整備は 岡 山 富 男議員
11	待機者をかかえる特別養護老人ホームの改善と
	今後の対応について蔵口嘉寿男議員
12	須恵地先町有地の有効利用について大 橋 弘議員
13	「全国町村長大会」の決議について山 添 勝 之議員
14	今後の介護予防事業の取り組みについて貴多正幸議員
15	農産物のブランド化の取り組みについて小森重剛議員
16	竜王町松陽台地区・地区計画について圖 司 重 夫議員
17	住宅リフォーム助成の制度化を若 井 敏 子議員

2 会議に出席した議員(12名)

男 2番 弘 1番 岡 Ш 富 大 橋 3番 村 男 4番 田 明 田 通 山 義 之 5番 司 夫 山 添 勝 6番 啚 重 7番 貴 多 正 幸 8番 蔵 口嘉寿 男 9番 菱 \equiv 男 森 剛 田 10番 小 重 11番 若 井 敏 子 12番 寺 島 健

- 3 会議に欠席した議員(なし)
- 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 竹山秀雄 副 町 長 青 木 進 教 育 長 岡谷ふさ子 会計管理者 布 施 九 藏 総務政策主監 小 西 久 次 住民福祉主監 北 Ш 治 郎 産業建設主監兼農 川部治夫 総 務 課 長 赤 佐 九 彦 業委員会事務局長 生活安全課長 福山忠雄 住民税務課長 山添登代一 祉 課 中 福 長 松瀬徳之助 建設水道課長 秀 田 樹 務 教 育 次 長 松浦つや子 学 課 長 木村公信 生涯学習課長 竹 内 健

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 村井耕一 書 記 古株三容子

開議 午後1時00分

○議長(寺島健一) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成21年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

日程第 1 一般質問

〇議長(寺島健一) 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみお願いします。発言通告書が先に提出 されておりますので、それに従い質問願います。

それでは、8番、蔵口嘉寿男議員。

○8番(蔵口嘉寿男) 私は、今議会において2問の質問をいたします。第1問目といたしまして、ダイハツ生産車両の販売促進にかかる町の助成施策について、お伺いします。

ダイハツ工業株式会社滋賀工場は、操業以来、本町の税収入の多くを占めると ともに、地域の雇用を含め産業振興に大きく貢献しています。また、滋賀県にお ける製造品出荷額が第1位と、その規模や地域産業の根幹を支える、なくてはな らない企業であると考えるところです。

世界同時不況の中、消費の減退や従業員の削減など、すべての企業において厳 しい経営を余儀なくされています。今、竜王町で生産されるダイハツ車両が安定 して生産されることにより、地域の雇用が確保されるとともに、産業振興が図れ ることが本町にとって最重要課題であると思います。

そこで、竜王町民がダイハツの生産車を購入された時に、竜王町が購入費用に対して一定の助成措置を講じることにより、ダイハツ車両の販売促進に効果をもたらすとともに、助成措置による地域経済への波及効果が高まり、購入される方にとっても大いにメリットがあり、有効な施策であると考えるものでございます。

長年、竜王町に大きく貢献してきた企業に対して、今度は竜王町らしい施策を 打ち出すべきだと思いますが、この提案に対する町長のご所見と、雇用の確保お よび産業の振興方策についてお伺いします。よろしくお願いします。

〇議長(寺島健一) 川部産業建設主監。

○産業建設主監(川部治夫) 蔵口議員さんの「ダイハツの生産車両の販売促進にか かる町の助成施策について」のご質問にお答えいたします。

ご高承のとおり、米国の金融危機に端を発しまして、世界の金融資本市場は100年に一度と言われる危機に陥っており、それに伴い世界的な景気後退が見られる中で、我が国経済は、外需面に加えて国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れが高まっているとも言われております。特に雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰りも厳しい状況となっています。

特に製造業とりわけ自動車産業にあっては、その中でも厳しい経営を余儀なくされており、去る2月27日に日本自動車工業会から発表されました今年1月の四輪自動車の国内生産台数は576万台余りで前年同月比59.0%、また、輸出台数では233万台余りで前年同月比40.9%となり、国内生産・輸出ともに4ヶ月連続で前年同月を下回っていると報告がされております。

そうした中で、議員仰せのとおり、本町には昭和49年4月からダイハツ工業株式会社が創業をいただき、平成元年1月には第2工場も稼動いただき、いまや従業員6,000名を超え、製造品出荷額も文字通り県内での最大の企業として、本町だけでなく下請け関連を含め滋賀県の地域経済と地方財政に大きく貢献をいただいているところであります。

特に本町にあっては、町の財政基盤であります町税収入として、平成19年度 決算では町税収入の約40億円のうち約51%をダイハツ工業から納税いただ いており、このことにより国からの普通交付税の不交付団体と、町としては大き く同社に依存をしておるのが実情であります。

しかし、ダイハツ工業にありましても、今回の経済危機を受けまして、昨年11月4日に公表されました業績予想を今年2月2日に修正の公表がなされており、それによりますと、平成21年3月期の通期個別業績予想数値として、売上高400億円、率にして3.1%、営業利益で60億円、率にして26.1%、経常利益75億円、率にして28.8%、当期純利益50億円、率にして29.4%の、それぞれ額・率ともに減額の下方修正となる厳しい公表がなされたところであります。

本町としても、この公表を重く受け止めをさせていただいており、現在提案をいたしております平成21年度予算におきましても、法人町民税で前年対比2億7,000万円の減額をいたしており、今後におきましても、この厳しい経済状況が続けば町の財政運営に大きな支障が生じることが懸念されます。

そうしたことから、議員仰せのとおり、ダイハツ工業として安定して生産・販売が継続されることにより、関連する下請け会社を含め地域の雇用と産業振興につながり、このことが本町にとっては重要な課題でありますことは申すに及びません。そこで、議員からダイハツ工業の販売促進と地域経済の波及効果を図るための施策として、竜王町民がダイハツの生産車を購入された時に、町が購入費用に対して一定の助成措置を講じてはどうかという提案をいただいたところであります。

先に申し上げました自動車業界状況を受けまして、全国では岡山県内の市で大きく影響を受ける自動車会社の新車を購入する市民に10万円の補助をする。また、国内の幾つかの県・市では公用自動車を購入する。また、ダイハツの工場があります大阪府内の市では、市広報紙の有料広告の部分を無料で記事掲載をして自治体の支援をされているところであります。

本町といたしましても、今日まで町および町の関連団体の公用車につきましては、軽自動車にあってはすべてダイハツ社および普通車以上については関連会社の車を購入いたしております。また、滋賀工場の地先であります町内大字山之上連合区が、「ダイハツ車を愛着もって購入しましょう」という看板を設置いただき地域での支援活動をされており、また過日、町内の住民や企業・事業所の有志の皆さんによるダイハツ社購入運動の取り組みをされることをお聞きいたしております。

そこで、本町にとりましては、ダイハツ工業滋賀工場としてこのまま永続的に 創業を続けていただき、同時にいち早く元気になってもらうことが、町の発展な らびに周辺地域関連企業を含めた雇用確保と地域経済を守るために、町として今 後こうした時期に対応できる施策を検討してまいりたいと考えておりますので、 よろしくご理解、お願いを申しあげます。以上、蔵口議員さんのご質問の回答と させていただきます。

〇議長(寺島健一) 8番、蔵口議員。

○8番(蔵口嘉寿男) ただいまお答えいただきまして、ありがとうございます。アメリカでの自動車販売台数の減は、目を覆うばかりでございます。国の財政出動が図られるようになりましたが、自動車産業のアメリカのビッグ3が昨年と比べまして販売台数が軒並み40%~50%減っているということでございますし、アメリカにおけるトヨタにおきましても、40%の販売台数の減となっております。

ところが、新聞報道を見ますと、ドイツでは早くから対策が打ち出されたのか、 国内の自動車販売台数が約20%伸びているというふうなことでございまして、 これはどういうことかと言うと、ドイツは小型車にシフトして、自動車購入に対 して国が支援を行ったからだというふうに新聞報道で言われております。

自動車産業に資金を注入する方法等、国民の自動車購入に補助金を出すというやり方の手法を考えますと、私は後者の方が適切ではないかなというように思っておるわけです。先ほどご答弁いただきましたが、こういう観点に立って、竜王町からダイハツの生産車を購入する制度・施策を竜王町からぜひ発信していただきたいということで、町長のご所見というふうに当初お願いしておりますので、町長さまのお考えをお聞きしたいと思います。

〇議長(寺島健一) 竹山町長。

〇町長(竹山秀雄) 蔵口議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

川部主監から支援の方策を考えていくというお答えをいたしましたが、私は、 先ほど例にあがりました岡山県の例でございますけど、そういった支援方法も1 つの支援でございます。さらには、その支援がもっと多くの範囲に波及していく ようなことを考えたらどうかなという具合に考えているところでございます。

例えば、今、自動車業界だけではなく、竜王町にありましても農業者・商業者・ 小規模事業者、すべて非常に困っておられる実態でございます。そういった方々 が事業として、例えば軽四輪を購入される、あるいは商用車・ワゴン車を購入さ れる。そういった時に地元の企業さんの車を買っていただいて、それに支援をさ せていただくならば、よりその支援が多くの範囲にわたるのではないかなという 具合に今考えをめぐらせているところでございます。

さらにもう1例申し上げますと、今、少子高齢化がどんどん進んでいるわけでございます。その中にありまして、この町内、第3子の出産を見られたご家庭に対して、子育て、あるいは子どもさんの健診等に軽四輪を求められるということですと、またこれも地元の企業さんからのお車で支援をさせていただく。そうなりますと、子育てと少子高齢化に向かいましての支援に広がっていくのではないかなというような具合にも考えているわけでございます。

いずれにいたしましても、非常に厳しい時代でございますので、議員さんご指摘のとおり、やはり早急に検討していかなければならない問題であろうかという 具合に認識をいたしております。以上、お答えとさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 2番、大橋弘議員。
- **〇2番(大橋 弘)** 2番、大橋です。私も、本日2問の質問をいたしたいと思いますが、まず最初に、日野川・祖父川堤防の竹木草の伐採について、お尋ねをいたします。

竜王町内には、日野川・祖父川を含め15の一級河川があります。日野川については下流より順次改修は進められているものの、竜王町内まで到達するには、あと何十年かかるかわかりません。

地球温暖化の影響により、近年各地で記録的な豪雨が発生し、尊い人命を奪い、 地域財産にも大きな被害を与えています。こうした大水害は、いつ、どこで起き るかわかりません。こうした大洪水が発生しても、人命を最優先に守らなくては なりません。そのためには、平素から堤防の安全管理を徹底することが大変重要 であります。

しかし、現状の日野川・祖父川は竹木草が生い茂り、護岸等の危険箇所の把握はできる状態ではありません。各地区で行っている年に一度の河川愛護作業では、到底追いつく話ではありません。天井川を抱える地域住民の生命と財産を守るためには、堤防の竹木草を伐採し河川の安全管理を図るべきであります。町はこのことについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

- **〇議長(寺島健一)** 田中建設水道課長。
- **〇建設水道課長(田中秀樹)** 大橋弘議員さんからの「日野川・祖父川堤防の竹木草 の伐採について」のご質問にお答えいたします。

竜王町内には15本の一級河川が通過しており、その殆どの河川が天井川の形態で、日野川を経て琵琶湖に注いでいます。これらの河川においては、議員ご指摘のとおり、河道に立木が繁茂し、護岸等の危険な箇所もある状況であります。

一級河川を管理する滋賀県においては、堤防の竹木の伐採は、堤防の状況により判断する必要があると言われています。川の規模にもよりますが、特に川表の堤防際の竹木は、流れの勢いを弱める効果があるため、切らずに残している場合もあります。しかしながら、護岸等の崩壊箇所の確認には、伐採が必要であります。裏法面は、洪水時の漏水を監視する必要からも、伐採が必要であると言われています。

河川の維持管理の重要性は誰もが認めているところですが、老朽護岸の修繕などの維持管理費も必要であり、限られた予算の中での対応となっています。滋賀県が昨年10月に公表されました「中長期整備実施河川の検討」の中で、河川改

修にかかる事業予算の減少が著しいことが記述されているとともに、維持補修事業については、自助・公助・共助の組み合わせにより進めることが重要であるとの方針が打ち出されています。

県においては、昭和50年代からの「河川愛護活動事業」や、昨年度からの「ふるさとの川づくり協働事業」「共に働く協働事業」など、県民協働による取り組みを通じて、地域の皆さんに草刈や川ざらえ、竹木の伐採に取り組んでいただけるよう、施策の展開が図られています。このような県事業の活用において、本町においては「河川愛護活動事業」や「川ざらえ」、また、住民ボランティアのお力をいただき、善光寺川の河川環境美化作戦への取り組みを行っています。

日野川・祖父川の竹木の状況は、県担当部局も状況を確認されておりますが、 限られた予算の中で対応を苦慮されている状況です。今後においては、県河川管 理者に対して伐採等の要望活動を続ける一方、町としては地域の皆さんへの機材 の提供、地域ボランティアの取り組みについても検討してまいりたいと考えてい ます。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 2番、大橋議員。

○2番(大橋 弘) 今、滋賀県では、異常な気候変動により、全国各地でゲリラ豪雨が頻発していることから、どのような洪水に遭っても人命を守ることを最優先に治水安全度を高める、先ほども言われましたように、中長期整備実施河川の検討がされております。緊急性の高い河川をAランク河川と位置づけ、その中でも日野川・祖父川等、天井側で堤防付近に家屋のある河川については、さらにDランク河川と位置づけ、洪水の破堤による人命等への影響が大きい河川については、堤防の質的向上を図る事業として、中上流部からでも堤防を強化することが検討されていると、このように聞いております。

日野川・祖父川は、まさにDランク河川であります。過去においても何度も大 洪水に見舞われ、大きな被害を受けております。こうした災害を未然に防ぐには、 日常の堤防の安全管理とその対策が不可欠であります。

県も、こうした中長期整備実施河川計画を策定されております。町は、地域住民の生命と財産を守るため、関係自治会と連携し、日野川・祖父川の竹木草の伐採と堤防の安全管理について、先ほどから共助・自助等々言われておりますが、河川愛護等ではなかなか日野川・祖父川の竹木草の伐採は大変なことでございますので、ひとつ県の方でこれが伐採等作業がしていただけるように、地元も一緒に県の方に強く要望していきたいと思いますので、町の方も県に対しまして強く

日野川・祖父川の堤防の伐採についてお願いをしていただくようお願いを申し上 げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

- **〇議長(寺島健一)** 5番、山添勝之議員。
- ○5番(山添勝之) 私も、本日2問の質問をさせていただきたいと思っております。 よろしくお願いいたします。

役場職員倫理について。ただいま私が申し上げることは、町民さんからの直接 の声であって、一般質問で公に答えが聞きたいとの意向でございましたので、質 問を申し上げます。

まず、あいさつの件でございます。「最近、役場へたびたび行くのですが、職員さんからあいさつされたことがない。ある時、あとから入って来た人には、顔見知りなのか、一部の職員はあいさつをしておられた。また、庁内の雰囲気も非常に暗い。何とかせなあかんのと違うかと思う」と、その方はひどく気分をその時に害されていたようでございます。

今質問している件については、1人の方の言葉ではありますけれども、一事が 万事と受け取られることのないようにしなければなりません。あいさつは、人間 として根幹をなす問題であります。職員さんへいまさらあいさつの重要性・必要 性などについて倫理学教育が必要なのかというのは疑問ですが、現実には、今述 べたようなことが起こっております。お考えをお聞きしとうございます。

また、喫煙の件でございます。庁内の喫煙所は戸外に何ヶ所かあるが、一般に それは見にくい場所にあります。いったいこの職員は、どこで一日何回・何分間 タバコを吸っているのだろう。その間は休憩なのか。就業中の人事管理はしっか りできているのだろうか。さまざまな疑いをかけられないような、堂々と役場の 正面で吸っていただいたらどうかと、そのように思うというようなご意見もござ いました。ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

- **〇議長(寺島健一)** 赤佐総務課長。
- ○総務課長(赤佐九彦) 山添勝之議員さんの「役場職員倫理について」のご質問にお答えいたします。

今回の質問では、あいさつと喫煙という具体的な事例を取り上げながら、職員 倫理についてお尋ねをいただいているところでありますが、そのあいさつについ ては、会議や会合のたびに皆様にも町民憲章の唱和をお願いし、「おはよう、こ んにちはがこだまする潤いのある町をつくりましょう」と大きな声で唱和をいた だき、あいさつを交わすことの重要性を認識し、啓発をしているところでありま す。

しかしながら、今般、議員を通じ提起をいただいた方には、職員からのあいさつがなかったという指摘でありますので、そのことをしっかりと受け止め、職員研修や所属長会議等を踏まえながら、適切な指導を重ねてまいりたいと考えております。

次に、職員の喫煙についてでありますが、喫煙による健康管理あるいは受動喫煙が問題となり、さまざまな公の施設では禁煙や分煙の実施がされているという状況があります。また、休息時間の廃止や勤務時間の短縮、さらには厳しい雇用実態等を省みますと、職員が喫煙に費やす時間等、人事管理にも問題があるのではとのご指摘であると考えるところであります。

職種や事務の内容によっては考えが異なる場合もあるかと存じますが、多様化・複雑化する業務の中で効率的な職務遂行には、一時の休憩や気分の切り替え、あるいは生理的な現象への対応は必要なことであるとの認識をいたしておりますが、仕事をおろそかにするような喫煙、サボタージュのように見える喫煙であってはならないと考えております。

このことから、県庁でも整備されているような来庁者へのサービスを含め、喫煙室の喫煙コーナーの整備について、町民であります愛煙家の声も踏まえながら、今後十分検討してまいりたいと考えているところでございます。以上、簡単ではございますが、回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 5番、山添議員。

○5番(山添勝之) ぜひ、やはり疑いをかけられないような、私は別にタバコを吸ってはいけないということを言っているわけではございません。そういう意味をもちまして聞かせていただいたところでございますけれども、また別に、先日、ある一般道で町有車に乗っていた方が、職員さんですが、携帯電話をしながら乗っておられました。私はすれ違ったのですが、確かに職員さんであることは確認していますけれども、お互いにこういう感じですので、私は止めて、その方に注意を申し上げることができませんでした。

今、先の定例会において、私はバイクのヘルメットの未着用の件について一般 質問させていただいたのですけれども、福山生活安全課長のお答えとして、これ は交通違反であるというようなことで、警察へ届けるのが妥当であるというお答 えをいただきました。今申しましたことに対しては、まさにその件も然りかと思 います。 今、先ほどからもお話が出ておりますけれども、100年に一度というような 大変な経済状態の中で、職業という面において、役場の職員さんというのは羨望 の眼差しで注目されておるわけです。その方の一句一動に対しては、特に注意を していただきたいものです。

そこで再質問としてお伺いしたいと思いますが、コンプライアンスについてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

〇議長(寺島健一) 青木副町長。

〇副町長(青木 進) 山添議員からの再問にお答えいたします。

あいさつ・喫煙にかかわってのご質問に対しましては、先ほど総務課長からご答弁をいたしたとおりでございます。加えて、公用車の運転中に携帯の問題ということもご質問をいただいたところでございます。コンプライアンス、職員の倫理というものは、今、議員ご指摘のように、大変、公務員として注目を集めているところであるというように認識をいたしております。

町の方では、当然のことながら、こういったことに対しましては、職員の倫理 規程というものを設けております。ご指摘のように、公務員としてはもちろんで ございますけれども、職員は自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く 認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにすること、ある いは、職務の遂行にあたりましては、公正かつ能率的な事務処理に努めること等 を定めておるところでございます。

ご指摘いただきましたそういったあいさつにつきましても、当然のことながら、私もそのあいさつというものにつきましては、いわゆる自分の心を相手に開く行動であるというように認識をしております。職員がまず住民の皆さんをお迎えしたら、当然のことながら、「おはよう」・「こんにちは」、また「ありがとうございます」というようなあいさつは当然のことだと思っております。

加えて、喫煙につきましても、住民の皆さんから指摘をされるような喫煙態度 であってはならないというようなことも自覚をしているところでございます。

そうした中で、今、町の方では職員に対しましても厳しい目で人事考課制度等の検討も加えておるところでございます。そういった評価とともに、職員にも十分面談を重ねながら、住民の皆さんに信頼される職員となるよう徹底してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申しあげまして、回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 5番、山添議員。

- **〇5番(山添勝之)** どうもありがとうございます。コンプライアンス(法令遵守)、 必ずこれは守っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。
- **〇議長(寺島健一)** 10番、小森重剛議員。
- ○10番(小森重剛) 10番、小森でございます。私も、前半と後半に分けて1問ずつ、2問の質問をさせていただくわけでございますけれども、第1番目、1問でございますけれども、上部機関への上申内容と、取り組みの進捗状況についてお伺いをするわけでございます。

私は、過去の一般質問において、次の2件についてお伺いをしてまいりましたが、その後の上部機関、特に県への上申内容および取り組みの進捗状況についてお伺いします。

まず1つ目でございますけれども、平成19年第4回定例会で「安吉橋の架け替え改修に伴う旧県道の敷地の整備について」の質問に対して、「残地の管理については、県に対し強く働きかけをしていく所存です」との回答をいただいております。

また、2件目でございますが、平成20年第1回定例会で「県道綾戸東川線の道路整備について」の質問に対して、「県における本路線の整備ランクとしては、危険箇所の早急な改善対策等から、まだ低い状況にあります。歩道と車道の分離が機能するような事業着手に取り組んでいただけるよう強く県に働きかけをしていきます」との回答をいただいております。残地については、現在雑草が茂り、ゴミの不法投棄も目立つ状況にあり、今後の成り行きが心配されるところであります。

一方、道路整備においても、昨年、竜王町は交通事故(特に死亡事故)の多発により、「交通死亡事故多発非常事態宣言」をされた経緯もあります。まさに県における整備ランクの第1番目の危険箇所に位置づけを願って、早急な改善対策の実施を願うところです。

以上の2点について、県への上申内容、県からの回答および現時点での問題解決に対する進捗状況等について、ご回答をお願いします。よろしくお願いします。

- **〇議長(寺島健一)** 田中建設水道課長。
- **〇建設水道課長(田中秀樹)** 小森重剛議員さんからの「上部機関への上申内容と、 取組みの進捗状況について」のご質問にお答えいたします。

まず1点目、安吉橋の架け替え改修に伴う旧県道敷地の残地の管理についての

県への上申内容と県からの回答、現時点での進捗状況についてでございます。この旧県道の敷地は、平成18年4月に完成いたしました安吉橋の付け替えにより 道路法線が変更したことにより、残地として残った敷地で、県の行政財産となっています。

この残地活用につきましては、安吉橋の付け替えによります道路改良の設計段階から協議もあり、関係者とも打合せを行い、地域での活用など話もございましたが、残地の形状が変則なこと、集落から遠いなどから、現時点では活用の目途は立っていません。

平成18年当時、県に対しまして「土地の払い下げ」と「管理」について協議をしてきております。土地につきましては、公共利用においても無償譲渡はなく、原則時価での払い下げということで、売却価格が合えば譲渡するとのことでありました。

また、管理については、残地周辺にフェンスを設置して管理するとのことから、 平成19年度においてフェンスの施工をしていただいております。また、残地内 の雑草の処理におきましては、旧県道部分の舗装はそのまま存知し、土部分には 防草シートを施工していただいておりますが、シートについては劣化が激しいこ とから、新年度に張り替えを行うと伺っています。

ゴミの不法投棄に対する対策でありますが、現時点でのゴミの散乱はそれほど 目立ったものではないと、現場を確認しております。県においては、ゴミの不法 投棄の監視もしており、今後も現場監視は続けていくとの回答を得ております。

2点目、県道綾戸東川線の歩道と車道の分離が機能するような事業の着手について、県に対しての上申内容と県からの回答、現時点での問題解決についてでございます。県道綾戸東川線につきましては、竜王町を縦断する広域的な通過道路としてその役目は大きく、町内でも国道477号に次いでの交通量となっています。また、この県道は生徒・児童の通学路にもなっていることから、歩道拡幅をはじめ道路照明灯など安全対策について、これまでもご質問を伺ってきました。

町といたしましては、この道路の重要性から今日までも歩道拡幅要望、道路照明欠設置要望などを行ってきており、道路照明等につきましては、先日、1基設置していただきました。

ご質問の歩道と車道の分離機能の向上につきましては、平成20年度での施行はありませんでしたが、平成21年度において、歩車道境界ブロックの嵩上げを 危険度の高いところから順に施工していくと伺っています。また、抜本的な道路 拡幅改良の実施につきましては、要望活動を続けているところであります。以上、 簡単ですが、お答えとさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 10番、小森議員。
- ○10番(小森重剛) 今、回答をいただいたわけでございますけれども、これにつきましては前回の回答、残地の件につきましても綾戸東川線についても、何ら進捗・進展がしてないと。町として県への働きかけは、「どうなっているのですか」、「それならシートの張り替えをしますよ」というだけの、ただアクションというか、働きかけだけにしかなってないように聞こえるわけでございます。前回の回答をここに持っているわけですけれども、今もらった回答と何ら変わってないと。「ここはこのように強く県に働きかけまして、このようになりました」というふうに回答がいただきたかったわけございますけれども、何ら進展がないと。

今後、まだまだこのように、こうやって言われたら膏薬貼りで、県へ「こういうことを言われているのですけれども、どうするのですか」というような対策でいかれるのか。もっと強く県に働きかけていくのか。その辺の中身をお聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(寺島健一)** 田中建設水道課長。
- **〇建設水道課長(田中秀樹)** 小森重剛議員さんからの再度のご質問の中で、今日までの回答とほとんど変わってないということを伺いました。

まず、安吉橋の残地のところにつきましては、フェンスの設置につきましては、 設置いただきました。前回はそういう回答はなかったと思っております。そして、 防草シートにつきましても、今日までありましたが、張り替えていくということ で、そしてまた草も刈るということで、それは必ずやるということで県から伺っ ております。

また、県道綾戸東川線の部分につきましても、今年度につきましては歩車道境 界ブロックの工事はございませんでしたが、21年度につきましては、危険箇所 から順次嵩上げをして安全確保をしていくということで伺っております。以上、 回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 10番、小森議員。
- **〇10番(小森重剛)** 満足するような回答ではなかったわけですけれども、もう質問というか、最後に申し添えておきますけれども、この定例会の議員の一般質問については、決して議員のパフォーマンスでないということだけをきっちり申し添えておきます。

これはやはり、住民さんからもみんないろいろなご意見を聞き、それを議会に持って上がって、「これを聞いてこい」という、これは住民皆さんの声なわけですから、我々議員が、議員としてバッチをつけさせてもらったから、何か議員としてパフォーマンス的な質問をすればそれで事が済むというような状況ではないということを、執行部の皆さんもきっちりとご認識をしていただいて、やっぱり誠意のある回答、また誠意のある対策・行動をとっていただきたいということをお願いいたしまして、私の1つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- **〇議長(寺島健一)** 6番、圖司重夫議員。
- ○6番(圖司重夫) 私からの質問2問につきましては、昨年12月議会で質問させてもらう予定でしたけれども、ちょっと都合で3月議会になりました。本文そのままで大変恐縮ですけれども、よろしくお願いいたします。

まず、その1問目といたしまして、(仮称) 松陽台・安養寺線について。滋賀 県道路整備アクションプログラム2008は、真に必要な道路整備をむだなくス ピーディに進めるため、「どこに、どんな道路が、いつまでに必要か」を具体的 に示した10年間の道路整備計画で、東近江地域振興局建設管理部が示されてい る市町村道の道路整備の1つとして、(仮称) 松陽台・安養寺線があがっていま す。

現在、この道路は幅約2.8 mで、松陽台より新幹線下をくぐり安養寺・篠原駅へと通じる市道となっています。この道路とは別に、途中から国道477号へと通じる幅3 mの道路がありますが、2 路線ともに通勤・通学の車・自転車が増加する一方であります。

この2路線は、ともに道路幅が狭く車両のすれ違いは極めて困難であり、現状では、先に道路に進入している車があると、相手の車は遠くで待機するというありさまです。 先日もこのような状況を心配したある方が匿名で、「道路を何とかしてください」という封書を私に送ってこられました。

この2つの道路とは別に、鏡土地改良区の幅2.5mの農道が隣接していますが、田地1筆に道路を設置することにより、国道477号に通じ、曲折の少ない道路ができます。

将来的に松陽台地区に新たな団地が造成された場合、また、篠原駅周辺地区整備が進展した場合等、(仮称) 松陽台・安養寺線を含むこの地域の道路拡幅整備が大変重要となってきます。近江八幡市と共同の道路整備となりますが、今後に

おける整備計画等について、町当局のご所見をお伺いいたします。

- **〇議長(寺島健一)** 田中建設水道課長。
- **〇建設水道課長(田中秀樹)** 圖司重夫議員さんの「(仮称) 松陽台・安養寺線について」のご質問にお答えいたします。

滋賀県道路整備アクションプログラム2008に記載されています(仮称)松陽台・安養寺線道路整備につきましては、今日まで構想されています松陽台から篠原駅へのアプローチ道路の実現化を、篠原駅周辺地区整備構想の中で具体化すべくアクションプログラムに位置づけしたものであります。現在、篠原駅周辺整備事業につきましては、平成23年度に駅舎改修の工事着手、平成26年度新駅舎供用開始を目標とするスケジュールの中で、駅舎を含む周辺整備の基本計画を固めていくとともに、事務事業・事務手続きが進められているところであります。

ご質問の道路整備につきましても、当然、竜王町からのアクセス道路、さらには鏡・松陽台地区からの連絡道路として必要な路線として位置づけしているものであり、具体的には、ルート決定も含め、篠原駅周辺整備事業の推移を見定めながら進めなければならないと考えております。

また一方で、松陽台団地に接する I B M 敷地跡地に約150戸余りの住宅団地の整備計画も進められており、先日も地元自治会関係者の皆様方と土地利用計画を示しながら地元のご意見も伺ってまいりましたが、その中でも、朝の通勤時間帯や近江八幡方面への交通問題について心配する意見がございました。

このようなことから、いずれにいたしましても、篠原駅周辺整備計画の策定の 進捗状況ならびにIBM敷地跡地の整備進捗状況を見極め、具体的な道路整備計 画ならびにスケジュール等について検討する時期であると認識しております。議 員の皆様方ならびに関係者の皆様方と協議していきながら今後進めてまいりま すので、ご指導、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上、誠に簡単で すが、回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 6番、圖司議員。
- ○6番(圖司重夫) ありがとうございます。この文章だけでは、なかなか現場を知られない方は、「何のこっちゃわからんな」というようなことも思われているかも知れませんけれども、ちょうどいい図面を持ってきましたので、簡単に説明させていただきます。

これは松陽台地区です。これが国道477号で、これが国道8号、これが鏡口、 この辺が大字鏡ということになっておりまして、問題の道路というのは、私たち 地元はこちらを第1松陽台、奥の方を第2松陽台と言っておりますが、今度この 部分が、田中課長が言われましたように地区計画で新しい団地が造成されるとこ ろでございます。

問題の道路につきましては、第2松陽台のところから左へ曲がりますと、これが今の市道になっております新幹線下から篠原駅、これをくるっと右へ、途中で約100mほどありますが、渡って右へ行きますと、これもずっと行きますと、こは広い道ですけれども、国道477号に出ると、こういうふうになっておりまして、今現在は篠原駅へ行こうと思われる方は、この道路を行くか、こう行って曲折して、国道477号を行って篠原駅へ行くかというようなコースになっておりまして、車はどこで待っているのかというと、だいたいこの第2松陽台のこの出口あたりのここで、あとはもう田んぼばかりですので、どこから車が来るかよく見通せますので、例えばこの辺に国道から車が来ている場合は、女性の方はここで止まられる。この道が大変狭い。2.5mとか2.8mとか、達者な方はすれ違いもされているのですけれども、ほとんどの方はここで待たれる。逆に松陽台の方へ行こうと思えば、ここで待たれるのです。私もここで待っています。そして、篠原へ行く時はここで待っているのです。

ということで、実は、これは余談ですけれども、この2枚は私がつくっておりまして、この辺3筆ほどありますけれども、よく車がどうしようかなと、車がこっちへ来た、これもこっちへ来たと、ここでもうにっちもさっちもいかないと。若い子が怒鳴り合いしているのです。2回ほどそれを見ていまして、こういう現状を覚えていただきたいと思っております。

ということで、先ほども田中課長が言われましたように、第2松陽台の地区計画で約150戸以上の団地が造成されるというふうになってきますと、旧の松陽台の団地の方を合わせて300戸以上ということになりまして、当然、車の所有者も多いわけで、ますますこの混雑、混雑と言いますか、渋滞と言いますか、なんと言いますか、待機ですね、そういう変な現象がますますひどくなってくるなというふうに、竜王町を鑑みますと、狭い道は本当にたくさんあります。たくさんありますけれども、それはほとんど農道に通じたりということで、すれ違いできない道も大変たくさんあると思いますけれども、このここはやはり、交通量が全然違いまして、その辺の問題がずっと長年にわたって起きております。

まず、再質問ですけれども、このような、今私が説明させていただきましたように、道路形態について担当課の田中課長はどのように思っておられるのか。ま

た、先ほどはご回答の中で、篠原駅周辺整備構想について推移を見守っていくというふうに言われておりますけれども、私は、とてもではないが、そのようなことでは住民さんの不満は爆発するのではないかと、大げさな言い方ですけれども、そしてまた新しい団地造成につきましては、これも田中課長の方で粛々と進められておりまして、大変ありがたい話でございますけれども、約300戸以上のところで、それがうまくいきますと諸手続きを終えまして本年夏以降には造成ということで、団地の建設まではもう少し先かなというふうに思っていますけれども、篠原駅周辺整備構想のそれよりも早いことは確かなことだなというふうに私は思っております。そういったところで、今後、何らアクションを起こしていただきたいなと思っているわけですけれども、まず、先ほど言いました、この問題につきましてどのような認識をしておられるのか。

また、これはほとんど問題が竜王町側に起因した問題でございます。竜王町のセキスイ、またダイハツ、アインズ、また竜王町の地主さんが篠原の方へ行くということで、この渋滞についてはほとんど竜王町の関係で問題が発生しているかなと思っておりますので、まず竜王町自体がちょっとでもアクションを起こすということでやっていただきたいなと思っております。

途中で大変失礼なんですけれども、私が文中で最後の方に言っております「新しい道路をつくったらどうか」ということにつきましては、この黄色、見えますでしょうか、恐縮なんですけれども、これがずっと鏡の出口でありまして、土地改良区の道路でありますけれども、これをまっすぐつきますと、この田んぼの方につきましては近江八幡の安養寺の方の農地でございますが、この線と、ここへこれをつけることによって、これも実は安養寺の農家の方の所有なんですけれども、簡単にいけると。土地改良区の道路につきましても、規制とかがあるかもわかりませんけれども、道路を拡幅しないといけないということはありますけれども、これを言っておりまして、案外これだったらできるのと違うかなと、私は素人ですけれども、思っておりまして、そういう線につきまして、ややこしい言い方ですけれども、ご回答をよろしくお願いいたします。

〇議長(寺島健一) 田中建設水道課長。

〇建設水道課長(田中秀樹) 圖司議員さんからの再度の質問ということで、まず1 点目、道路形態につきましては、先ほど圖司議員さんからお示しいただきました、そのような道路法線をこちらも考えております。と言いますのは、近江八幡市側の方に極力影響が少ないというルートでありまして、ただ、そうすると田んぼが

1つ分断がかなり大きくなり、残地が増えるかなということを懸念しておりますが、今お示しいただきましたルートが一番早いのではないかと考えております。もう1点目、篠原駅の周辺整備に合わすと、とても時間がないということで、これにつきましても、当然、団地整備の方が早く進みますので、道路のルート選定を踏まえて、そちらをまず先行したいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 6番、圖司議員。
- **〇6番(圖司重夫)** ありがとうございます。

これは竜王町から近江八幡市に通じる、北の端っこの問題でありましてちょっと恐縮なんですけど、ところが、竜王町に新たな団地ができるということになりますと、竜王町にとっても、若者定住と言っておりますし、大変喜ばしいかなというふうに思うのですけれども、近くの住民さん、特に通られる住民さんは、この問題については痛切に、私も本当に体験していますし、痛切に思っております。なんでこんな短いところでできないのかというような思いはずっとしておりまして、今回初めて質問させていただきましたけれども、担当課の皆さんにおかれましては、どうか前進できますように、よろしくお願いいたします。これで質問を終わります。

〇議長(寺島健一) この際申し上げます。ここで午後2時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時02分 再開 午後2時15分

- **〇議長(寺島健一)** 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 11番、若井敏子議員。
- **〇11番(若井敏子)** 質問をします。よろしくお願いします。

昨年の9月にも介護保険のことで質問しているのですけれども、その後いろい ろなご意見も聞いてまいりましたので、改めて介護保険の問題について質問をし たいと思います。

1つ目は、介護認定に関する問題であります。以前と何も変わったことがないのに、認定が「介護」から「支援」になったということで、不服申請をして、やっと元に戻ったけれども、それが3ヵ月以上かかっているという、こういう事例があります。

そこでお伺いしますが、認定審査会の開催の状況、あるいは何人の認定審査を

どのくらいの時間をかけて処理をしておられるのか。また、そのうち不服申し立 ては何件あったのかと、そしてまた、認められたケースはどれだけあるのかをお 伺いしたいと思います。

今年から認定の基準が変わると聞いています。この4月からですけれども、認 定の基準が変わると聞いていますけれども、その内容についてご説明をいただき たいと思います。

次に、この3ヶ月かかって不服申し立てが認められたという方の場合ですけれども、この3ヶ月の間に介護はどのようにされることになるのか。もしこの3ヶ月の間に本人の状況が急に変化して、施設入所でなければ在宅では介護できないという、そういう状態になったという場合には、どういう対応がされるのかについて、お伺いしたいと思います。

次には、いつでも施設介護に切り替えられる施設の余裕があるのかをお伺いしたいと思います。現在、施設で入所待ちの方は何人おられるのかをお伺いします。

次に伺いたいのは、介護の必要な方が掌握できているのかという問題です。町 長はよく、忘れられた存在がないようにするのだということでお話をされるわけ ですけれども、今、「介護難民」という言葉が出ていまして、その介護難民をつ くらないということが非常に大きな課題になっていると言われています。どのよ うな手当てを講じようとしておられるのかについて、お伺いをしたいと思います。

埼玉県の方で45才の男性が、介護中のお母さんを殺したという話が去年の1 2月にありました。介護している家族がいるから大丈夫だということを判断され るのではなくて、そういう家庭に対しても訪問して状況を掌握することが求めら れていると思うわけですけれども、ご所見をお伺いしたいと思います。

また、竜王町のいろいろな取り組みは、私自身、前回の9月の質問でもご答弁 いただいている中でも、竜王町の取り組みは非常に他町に誇れるものがあると、 すぐれたものがあるというふうに思っているわけですけれども、担当として近隣 の取り組み・施策を比較してもらって、竜王としても参考にしたい近隣の自治体 の取り組みですとか、あるいは竜王町はほかと違ってこんなことをしている、こ こが竜王町らしいところということがあれば、お示しをいただきたいと思います。 以上、よろしくお願いします。

- **〇議長(寺島健一)** 松瀬福祉課長。
- **〇福祉課長(松瀬徳之助)** 若井敏子議員さんの「介護難民を町内から出さないために」のご質問にお答えいたします。

まず最初に、介護認定審査会についてでございますが、審査会は近江八幡市・安土町・日野町・竜王町の1市3町で共同設置しており、6つの合議体からなっており、1合議体につき医療・保健・福祉の各分野の学識経験者5名の委員で構成され、年間170回開催されます。竜王町が担当する第6合議体は、年間20回の開催となっております。

竜王町が担当します第6合議体の平成20年度の2月までの審査件数は306件で、1回あたりの平均取り扱い件数は約16件となり、審査資料につきましては一週間前に事前配布となっており、各委員が各々、事前に熟読いただき状態像を掌握した上で審査会に臨んでいただいておりますことから、審査にかかる所要時間といたしましては、約1時間でございます。

不服申し立てにつきましては、現在実績がございませんが、心身の状態の悪化等により、現に認定されている要介護状態区分に合わなくなった時には、区分の変更申請をすることができることとなっております。議員が紹介されました方につきましても、区分変更の手続きをとられたと推測いたします。

今年度現時点におきましては、すべての申請件数402件のうち、30件が区分変更申請でございます。審査結果については、軽度変更1件、重度変更29件でございます。区分変更につきましても30日以内に審査結果を出すこととなっており、申請の期間中の介護サービスの利用につきましては、利用者の方のその時点の状態に応じた暫定的なプランによりサービスを利用していただくことができます。また、審査結果に基づく新しい介護度による給付は、申請の日に遡って適用されます。

次に、平成21年4月から要介護認定制度の見直しがされます。1つ目には、認定調査項目について調査事務負担を軽減する観点から、認定基準の精度が低下しないことを前提として、現行の82項目から74項目に見直しがされます。また、一次審査が簡素化され、調査員の判断がつかない場合は、具体的に「特記事項」に記入し、審査会の判断を仰ぐこととしております。

2つ目には、現在、コンピュータによる一次判定で「要介護1相当」と判定されたものを、二次判定である介護認定審査会において、認知症の具合や介護具合の安定性をもとに「要支援2」と「要介護1」とに分けていましたが、審査が複雑である等の指摘があることから、コンピュータによる一次判定の段階から、要支援2および要介護1の振り分けを行えるシステムに変更されます。これにより、審査結果のばらつきの低減が期待されます。なお、最終的な判定につきましては、

従前どおり介護認定審査会において行うことになっております。

今回の見直しにおいては、これまでの課題に対応する内容となっており、特に 要介護認定の適正化と認定事務の効率化を図ることとされております。

次に、ご本人の状況が急に変化する場合には、医療の必要性の判断を行い、入院治療された後、回復期病棟に転院され、在宅や老人保健施設等で過ごされます。 医療の必要性はないが、在宅での介護が難しくなった場合には、施設入所を検討するということになります。

この時に、施設介護に切り替えられる施設の余裕があるかということです。現在、町内の老人福祉施設につきましては、直近で調査させていただいたところ、竜王町の方で33名の入所申込がございました。この方々についてさらに詳細について調査しましたところ、他の特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホームへ既に入所されていたり入院などで、実質在宅で待機されておられる方は12名でございます。それでもすぐに入所することはできませんので、他市町の施設も検討に入れ、それまでの間、ショートステイや在宅サービスの利用により空きを待つということになります。

次にお尋ねの、介護の必要な方の把握についてでございますが、介護難民、介護にまつわる事件や虐待事例に共通していることが、「忘れられた存在」だと思います。ご本人にあっても、介護者であっても、社会の中で孤立することのないよう、リハビリテーションの広義の意味である「全人間的復権」を推進していく必要を感じております。

地域包括支援センターへの相談の中でも、「民生委員さんや役場の中に相談ができる場があることを知って安心しました」と、こういった声をいただいたことがあると聞かせていただいております。

地域包括支援センターは、地域の高齢者が安心して暮らせるように、包括的システムの構築を目的に活動しております。支援が1つの場所でしか受けられないのではなく、ご本人の持っておられる力を強めながらも、地域や民間のサービス・公的サービスがつながって、住民さんの多様な生活上の課題を重層的・面的に支援できることを目的にしております。現在でも、地域包括支援センターの社会福祉士と民生委員さんとで同行訪問をしたり、おたっしゃサポーターと懇談を行い、体調を崩しておられる高齢者に保健師が訪問を行ったり、また、主治医とケアマネージャーとご本人とで話し合いを持つようにしています。今後もこれらのつながりが増え、空白地帯が減っていくようなシステムの充実を図りたいと考

えています。

最後に、竜王町で誇れるものはということですが、各地区の役員さんやおたっしゃサポーターで実施をいただいております「おたっしゃ教室」をあげたいと思います。高齢者の方は「おたっしゃ教室」をご存知で、もう共通言語となっています。このような取り組みを、行政主導でなく地域の方を中心に続けていただいていることは先進的であり、大切に支援していきたいと考えております。

認知症サポーターの数についても、今年度末で1,900人となる予定です。総人口の14.6%は、全国的に見てもトップクラスの割合となっています。今後も、介護予防教室やいきいき福祉保健連続講座の場だけでなく、中学校や地域・企業へも出かけて啓発を行い、認知症の理解者を増やしていきたいと考えております。

また、他の地域で参考にしたい取り組みですが、近江八幡市の運動機能低下予防サポーターの活動です。近江八幡市ではボランティア活動が盛んに行われていますが、退職シニアの方を中心に、運動機能低下予防サポーターがセラバンド運動の講師役として各地区で活躍しておられます。竜王町でも、地域におられる人材の発掘や活動を支援していきたいと考えております。

以上、若井議員さんの「介護難民を町内から出さないために」のご質問のお答えとさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 11番、若井敏子議員。

○11番(若井敏子) 具体的に竜王町の中で行き届いていない人がどのくらいいるのかについては、お答えがなかったので、それを改めてお伺いしておきたいと思うのですが、回答の中では、空白が出ないようにしたいというお話はあったのですが、では、ということは空白があるのだというふうに思いましたので、どのくらいの空白があるのかという話ですね、そこらあたりを改めてお答えいただきたいと思うのです。

先ほどお話をしました埼玉の話、これは実を言いますと、ちょっと先ほどは不十分な話だったので、もう少し言いますと、この事件というのは、お母さんと二人暮らしで、息子さんが長年お母さんの介護をしてこられたのです。このお母さんの方は、長年の生活の中でだんだん介護度が高くなっていかれて、下の世話までしてもらわないといけないようになってきて、息子に大変な負担をかけているということで、息子さんの方は懸命に介護しておられるのですけれども、お母さんの方が、これ以上お前の世話になるのは申し訳ないということで、お前に迷惑

をかけるのが悪いから私を殺してくれないとかという話で懇願されたために、お母さんを楽にさせるためにはその方がいいのかなと思って殺してしまったという話で、もちろん本人は事件のあと、お母さんを死に追いやったという、その選択肢しかなかったわけではないのに、大変なことをしたという後悔も反省もしておられて、ご近所の方たちが、その息子さんの介護ぶりを今までからずっと見てこられたので、減刑の嘆願署名を6,000名でしたか、集められて提出されて、結果的には裁判では刑が軽くなったという話なんですけれども、この事件から想定されるのは、在宅で家族介護している人たちへの支援が行き届いているかどうかというところではないのかなというふうに思うのです。

そのことを、介護度の進行が見えているかどうか、そのことと介護度の進行が、 町の担当の中でも見えているのかどうかということが、私は1つ問題ではないの かなと思うのです。いきいき竜王長寿プランの中にも家族介護の支援があげられ ていまして、そこには、具体的にはどのような支援をされるのか、書かれており ませんので、ぜひ、具体的にはどのような支援を家族介護に対してするご予定な のかということをお伺いしたいと思います。

もう1つは、介護認定の基準が変わることについてなんですけれども、さらさらっとお話をいただきましたので、こちらも十分メモができない状況ではあったのですが、説明は、今までの制度上の不十分さを補うために改正されるもので、効率的な審査がされるようにというふうなお話もあったのかなと思うのですけれども、今度は大変いろいろな問題を抱えている、審査のやり方が非常に問題になっているのです。

具体的には例えばどんなことがあるかといったら、利用者が移動・移乗する場合、普通、寝たきりの状態の人というのは移動できないわけです。だから今までは「全介助」という認定がされてきたのです。ところが今度は、この人は動かない人なんだから介助の必要はないと、「自立」だという判断をするのです。

例えば食事の摂取、普通の御飯が食べられないから、点滴を受けているような 人がいますね。そういう人は今までは「全介助」だったのです。ところが、これ も、自動的に点滴で食事をとられるわけだから、これも「自立」だと、介助なし という判定をされるのです。

マヒがあるかどうかというのは、調査をした時に手とか足とかを持ち上げることはできたけれども、日常生活には非常に支障があるのだという場合は、日常生活上の支障があったら「マヒがあり」というふうに判定をされるのですが、今度

はこれは日常生活上の支援の評価はされないことになるのです。

厚生省の方も、この認定の変更で具体的な、この基準で認定をやってみられたという事例もありますし、全国の保険協会に加盟するところでも、そういう調査をされているのです。そういう調査の結果、これでは介護の判断基準が後退してしまうと、介護度がゆるくなると介護が受けられない状態が起こってくると。これは非常に大きな問題だという話が出てきていまして、この認定の基準の変更については町も知っておられると思うのですけれども、具体的に竜王の中でそういう対象の人がおられるのかどうかを、これは4月から始まるわけですから、もう見てもらっているのかどうか、これをお伺いしたいと思うのです。

この前、竜王町議会では介護報酬にかかわる国からの基金を、介護従事者への対策という形で国からの基金を入れる基金条例をつくりましたね。ところが、介護報酬を引き上げることになったとしても、介護の認定が下がれば、実際の介護報酬は事業者にとったら増えてこないという結果になるのです。今まで要介護だった人が要支援になったら、サービスが受けられなくなるわけですから、介護報酬を上げてもらっても、施設としては同じだけのお世話をしなければならないのに、介護報酬が非常に少なくなると。こういう事態が起こってくるわけですから、何のために国は介護従事者対策をしたのかということが問われてくるような事態になってくるのです。

こうなると、そもそも介護に従事する人たちがいないからということで取り組んでいる国の制度も無駄になってしまうと。こういう結果が出てくると、具体的に万葉の里あたりでも、決して、報酬を上げてもらっても施設としての運営は今までどおり厳しいものになるのではないかなと、そういうことを懸念しているのですが、そういうことについては何ら見てもらっていないのか。もう4月からですから、すぐ始まるわけですけれども、そういうことについてそういう懸念を私はしているのですけれども、担当としてはそんなこと何の心配もないと思っておられるのか、以上2つの質問を再質問としてお願いします。

〇議長(寺島健一) 松瀬福祉課長。

〇福祉課長(松瀬徳之助) 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、介護の必要な方の空白地帯と言いますか、そういった把握ができている のかどうかというご質問でございますけれども、正直なところ、実質何件とかい うふうな把握はなかなか難しいもので、できておりません。その代わり、回答も させていただきましたように、やはり民生委員さんとか、そういった方の連携・ つながり、こういったものをやはり強くして、把握に努めていきたいなということを強く思っております。

続きまして、例をあげていただきました事件の話でございます。このことにつきましては、やはり介護者をひとりにしないということが必要かなというふうに考えております。そういったことから、地域で介護を支援していくような、そういう行動を起こしていきたいと。それがやはり「おたっしゃ教室」、地域で認知症、こういったことを考えていただくということが、そういったことにつながっていくのではないかなと思っております。

それと、新しい調査制度によりまして認定が下がる懸念があるということで、そういったことの4月からの実施に向けての確認をしておるのかというふうなご質問でございますが、これにつきましては、正直なところ、県におきましても説明会が1回されたところでございます。それで調査員もうちには2名おりまして、出席をして研修を受けたわけですけれども、現在のところ、一方的な説明にとどまっておるということで、研修を受けた調査員も、「もしかしたら、これ下がるのと違うかな」というふうな心配もしております。もう少し県の方にも再度、管内の調査員さんを対象にした研修会を望んでおるというふうなことでございます。

それと、認定調査につきまして、いろいろ調査結果が下がっていくのではないかというふうなことで、国の方も、実はそういった声が聞かれるということから、一部判定の基準を修正するというふうなことが新聞に載っております。

先ほど、寝たきりのために移動する必要がないとか、そういった感じがあるわけですけれども、薬の服薬に関しましても修正がされるようでございます。こういったこともまた追々、県の方から説明があろうかなというふうなことでございますけれども、今のところは、現場の方も少し混乱しておるというふうな状況でございます。

そして、介護報酬を引き上げ3%、処遇改善ということで引き上げられたわけでございますが、やはり今回のこの認定調査の基準の見直しにも、やはり適正化という部分が見えてくるというふうに感じております。これにつきましては、議員のおっしゃるとおりの現象が出てくるかとも考えております。以上、若井議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 11番、若井議員。

〇11番(若井敏子) 本当に今度の認定の変更でかなり介護度が下がってるという

判定が出てくるとなると、町内のたくさんの方がお困りになるのではないかなと 思いますので、本番までにそういう懸念のある人については十分対応されるよう にお願いをしておきたいと思うのです。

先ほど、いきいき竜王長寿プランの竜王町高齢者保健福祉計画の中で質問をしているわけですけれども、それについては、もちろん、すべての介護を受ける皆さんが手の上に乗っているわけではないのだというお話もありまして、そういう手の上に乗っていない人は何人かということも掌握できていないと。けれども、連携やつながりで把握していきたいのだということをおっしゃっていただいているわけですけれども、町長にお伺いをしたいと思うのです。町長は、特に忘れられた存在がないようにというのもたびたびあちこちでおっしゃるわけですけれども、特に介護の問題について、実際、今の説明を聞いていますと、忘れられた存在があるのだという話なわけですけれども、そのことについて、町長としては、どういう対応が必要だとお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

〇議長(寺島健一) 竹山町長。

〇町長(竹山秀雄) 若井議員さんからお話のありましたとおり、私は当初から竜王町民の皆さん、忘れられた存在がないように、やはり隅々にまで目が行き届くようにということでお話を続けてきております。

そういった中にありまして、これも私ひとりで目が届くわけではございません。 やはり先ほどもご回答申し上げましたように、民生委員さんほか各委員さんもお られるわけでございますので、やはり現場に近い方、現場で働いてくださる、活 動してくださるそういった方にやはりお願いもし、啓蒙もしてまいらなければな らない。

同時に自治会組織もありますので、これから自治会の中にありましても、お隣のご様子、あるいはご近所の様子を掌握していただいて、これは防災の方にもつながるわけでございますけれども、やはり地域挙げて介護を必要とされる方をみんなが見守っていき、そして、忘れられた存在がないようにという具合にお願いをしたいと思っているところでございます。

在宅にありましても、以前は在宅介護の支援はしっかりとしたものがあったとお聞きをいたしております。もう一度ここで点検をいたしまして、やはり在宅の介護も重要な要素でございます。どういった形がいいのか、どういう支援の形がいいのか、これもやはり真剣に取り組まなければならない時にきているのではないかなという具合に考えているところでございます。以上、お答えとさせていた

だきます。

- **〇議長(寺島健一)** 11番、若井敏子議員。
- **〇11番(若井敏子)** 次に、離職者の支援の拡大について質問します。

1月の議会の中で、協議会の中だったかも知れないのですけれども、雇用の問題について、県の雇用関係の交付金を活用した事業について、町内に失業者がどのぐらいおられるのかを実態調査をして、県の雇用関係の交付金をどのように活用するのかということについて考えていきたいというふうに言っておられまして、竜王町の実態の調査をしますというお話でしたので、それはどのような結果が今のところ出ているのかということについて、まずお伺いをしたいと思います。

この間、私のところには何人かの離職ですとか派遣切りとかいうことで、相談が寄せられています。国会では志位委員長が、派遣労働とは、臨時的・一時的業務に限定されていて、常用雇用の代替にしてはならないということとか、派遣受け入れは原則1年で、最大3年で、3年を超えたら雇い主は直接雇用を申し入れなければならないのだと。その3年というのは、偽装請負や違法なクーリング期間を含むものとして、志位委員長が国会で質問しまして、そのことが明確になって、そういうニュースですとかネット検索が非常にたくさん共産党にもアクセスされてきまして、それで竜王に共産党があるということで、連絡をいただいているというのが何件かありまして、私も青年にほぼ7人、6~7人、私のところに来られた方にはお目にかかって、お話をしてきました。

昨年の12月議会で質問したところ、期間満了による諭旨退職ということで、 そういうことを企業から説明を受けているというお話もあったのですけれども、 相談にこられた方の実態は、まさに国会で志位委員長が取り上げた違法そのもの で、期間満了による諭旨退職というのは、実は違法なんだということが、相談に 来られた皆さんのお話の中で明らかになってきました。

湖南市では、解雇されて寮を追い出され、三日三晩飲まず食わずの青年が、市役所の皆さんのカンパでやっと九州行きのバスに乗れたという話があります。この青年の寮は竜王でした。このような状態は、まだまだ続くと思われます。とりあえず町として、まず相談窓口をつくることから始めていただきたいと思うわけですけれども、ご所見をお伺いしたいと思います。

昨年の質問で、企業に対して社会的責任を果たす立場で、違法な雇い止めをしないよう申し入れていただきたいということを町長にお願いしておきましたけれども、その結果についてもお伺いしたいと思います。

企業は、解雇予定日の3ヶ月前に、「ぴかぴか隊」への配転ということを本人に通告しまして、そのぴかぴか隊へ配置転換されると、定時で帰る、残業がないということで、収入が今までの半分以下になると、そういう部署に配置転換を命令し、そういう給料が下がるのだったら配置転換はしたくないというふうに言いますと、それなら退職しなさいと、自分で退職をするのだということで自主退職、先ほど言う論旨退職の用紙にハンコを押せというふうに強要する、こういうことが起こっています。こういう無法は許すわけにはいかないということで、本人から相談を受けた時には、すぐに会社都合による退社ということを会社に申し入れるようにしまして、失業保険の給付がすぐに受けられるように対応したわけですけれども、本当に未来ある青年の夢が奪われるような違法な解雇はされないように、町として再度、企業側に申し入れをいただきたいということを考えているわけですけれども、その点についてのご所見をお伺いしたいと思います。

- **〇議長(寺島健一)** 川部産業建設主監。
- **○産業建設主監(川部治夫)** 若井議員さんの「離職者支援は適切で丁寧に」とのご 質問の答えをいたします。

先に蔵口議員のご質問でお答え申し上げましたように、100年に一度と言われる危機に陥っており、国内経済は外需面に加えて国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れが高まっているとも言われております。特に、雇用情勢が急速に悪化しつつある厳しい状況となっています。

ハローワーク東近江の雇用情報誌『凧』の平成21年3月号によりますと、今年1月の雇用失業情勢は、全国状況として、完全失業率は4.1%・277万人と前月より21万人増加、有効求人倍率0.67%と前月より0.67%の低下であります。

滋賀県内の状況は、有効求人倍率0.57%で求人数は1万5,465人、前月 比10%減、有効求職者数は2万7,325人、前月比9.8%増加しています。 さらに東近江ハローワークでは、新規求人数は1,232人で前月比64.3% の減少、また、新規求職者数は1,671人、前月比では64.3%の増加、1月 月間の有効求人数2,685人、有効求職者数4,683人、有効求人倍率は0. 57倍と、前年同月比で0.78ポイント下回っております。

また、新規求職者で常用就職希望者が1,217人あり、その内訳は、離職者885人、在職者(転職希望も含む)282人、無業者50人であります。

さらに、離職者の離職理由は、自己都合が325人、事業主都合が508人と

なり、離職者が前年同月比で93.7%の増加しており、なお、この離職理由で 事業所都合は440.4%の大幅増加になっております。

議員お尋ねの竜王町での実態につきましては、この東近江ハローワーク管内での新規求職者1,217人の内で、竜王町在住の方でパートを除く常用希望者は20人となっております。

また、竜王町内事業所の雇用状況につきましては、今年1月13日から30日までの間、概ね10名以上の雇用をされている企業事業所65社に対して書面による調査を実施させていただき、54社から回答を得たものをご報告させていただきます。

現在、社員従業員の採用募集または今後予定があるかに対して、採用募集していると回答された事業所としては、正社員で5事業所10人、臨時・パートで8事業所18人であり、また今後採用を予定している事業所として、正社員で8事業所22人、臨時・パートで5事業所14人でありました。

なお、派遣社員についての採用募集・予定はありませんでした。その他の事業 にあっては、わからないが4事業所程度で、その他は採用予定なしでありました。

さらに、今年度、社員従業員の削減または削減予定があるかに対して、削減していると回答された事業所として、正社員で1事業所2人、臨時・パートで1事業所2人、派遣社員3事業所33人であり、今後削減を予定している事業所では、派遣社員2事業所13人でありました。その他の事業所にあってはわからない、該当しない事業所で、正社員1、臨時・パート2、派遣社員で15事業所であり、その他はわからないが、それぞれ4から5事業所となっております。以上が調査結果の報告であります。

次に、こうした状況の中で、町独自の雇用相談窓口を設けてはどうかの提案でありますが、町として雇用相談窓口は設けておりませんが、この経済状況を受けての町行政等へ相談に来られたのは、福祉窓口で1件および社会福祉協議会の心配ごと相談所へ1件の、過去2件の相談があったことをお聞きいたしております。

ほとんどの方は、職業相談・紹介につきましては、国の機関でありますハローワークまたは県の相談所へ出向かれておられると思われます。特に雇用相談業務になりますと職業紹介については許可が必要となることから、現在、県内では県のみで市町村では雇用紹介相談窓口を実施されておらないのが実情であります。

また、県内では草津市・甲賀市・長浜市では、外国人労働者のための相談窓口 を設けておられます。そうしたことから、今回、県では今年3月2日から県と大 津公共職業安定所が一体的となって滋賀県求職者総合支援センターが設置され、 県内市町また関係機関・団体・各職業安定所(ハローワーク)と連携を取り、離 職者の生活・住居・職業等の相談に一元的に対応されているところであります。

本町では、ハローワークとの情報交換をする中で、現状の竜王町内の事業所の 雇用状況、住民の求職活動を見る中では、ハローワークと県の相談窓口へ行かれ ており、仮に大きな事業所が閉鎖、雇用調整などで大量の解雇などが発生するよ うなことがあれば、町行政としての相談窓口設置を含めての対応が必要となる旨 の見解をいただいております。

そうしたことから、本町といたしまして離職者への対応は、県の求職者総合支援センターへの斡旋および職業紹介はできませんが、相談につきましては随時対応させていただいておりますが、今後はこうした相談窓口は私ども産業振興課が総合窓口となり、町の各所管課および社会福祉協議会の心配ごと相談とも連携を取りながら相談の対応をしてまいります。

なお、事業者のための雇用相談ならびに雇用調整助成金の申請は、町商工会で 対応いただいております。以上、若井議員さんのご質問の回答とさせていただき ます。

〇議長(寺島健一) 11番、若井議員。

私は竜王町の実態を調べてほしい、くれるものだというふう 〇11番(若井敏子) に思っていましたので、まさかハローワークの広報誌の数字を延々と読み上げて 説明されるとは思っておりませんでしたが、その中で唯一、竜王の数字は20人 とかおっしゃっていました。そこの部分だけが竜王の状況なのかなと思うのです が、私は、今の雇用の実態を調査するというのに、54事業所にアンケートを送 って、その結果をもらって、その結果、私のところは採用します、しません、1 人しますと、そういう数字を調べてくれることが実態調査だということだとは全 く思っていませんで、54の事業所というのはどこのことなのかもよくわかりま せんけれども、まさか54の事業所を調査して、20人か30人かの雇用がある とかないとかいう数字が出てくるものを調査結果だというふうに出されるとは、 全く思ってもいませんで、私は、今一番大事なことは、町長もよく言われますし、 皆さんもおっしゃる、100年に一度の大変な状況だという中で、100年に一 度の大変な状況の中に竜王の人たちはどう置かれているのかと、そのことを調査 するということが大事なのであって、どこどこの会社はあと3人募集されます、 3人辞められましたと、そういう調査ではないと思うのですね。

実態を調査するということは、竜王町民はどういうふうな状態に置かれているかということを調査するのであって、先ほど3日3晩飲み食いもせずにという人も竜王の寮におられたということですから、きっと竜王町民だと思うのですね。私のところに相談に来ておられる人も、山之上の寮にいますと、期間工ですというふうにおっしゃいましたから、あれも竜王町民だと思うのですね。そういう人たちの相談窓口で、その相談窓口で職業を紹介せよということを言っているのではないのですよ。竜王町は、町民の皆さんがお困りのことについては、この100年に一度だからこそ、この窓口で受けますと、窓口の看板もあげてもらって、皆さん、本当にお困りこのことがあったらどんなことでも、今の経済状況の中で就業の問題、雇用の問題、しかも、こういう労働者派遣法に違反するような行為が事業所にあるということがはっきりしたわけですから、こういう実態についての相談も受けますよと。それは法的にはこうなのですよと。あと詳細については、労働基準監督所なり労働局なりに行かれたらどうですかと、そういうつなげる役割を、これは町がしなければならないことだと私は思うのですよ。

一応、担当課が総合窓口としてというふうにおっしゃっていただきましたから、何か看板でもあげてくださることを期待したいなと思うのですが、そういう住民の皆さんにアピールし、本当にお困りのことについてはご相談くださいねという対応を役場としてぜひしていただきたいということで、改めて、その気がないのかということについてお伺いをしたいと思うのです。

もっと言いますと、私はそういう窓口ができたら、窓口の担当者というのは、 竜王町の本当にお困りの実態を調査し、先ほどダイハツの車に補助を出さないか という話で、商売をしている人も大変なのだというお話が町長の中にありました ので、本当に商売が大変な人たちの実態をどれだけつかんであの言葉をおっしゃ ったのかがよくわからないのですけれども、本当に大変だと思うのですよね。そ ういう人たちに、ダイハツの車を買ったらいくらかお金をやるよという施策がいいのか。それとも、もっとこういうことがしてほしいということを考えておられ たら、それを聞くという、そのことを政策として提案できるような職員、その窓 口の職員というのは、そういう職員でなければいけないと思うのですよ。住民の 話を聞く、状況を調査する、そうしたら町として何ができるか。ここまではでき ないけれども、ここまでならできると、こういうことを町でやってもらえません かというようなことを提案するような職員、それがその窓口に座る、そういうこ とをぜひ考えてほしいという思いがありますので、そのことについて、改めて、 そういうことができないのかということを質問しておきたいと思うのです。

もう1つ、緊急対応班という、私は緊急対応班と言うべきだと思っているのですけれども、この緊急対応班は、政策も立案したらいいという話をしたわけですけれども、全国でどんなことがやられているかということをご紹介したいと思うのです。

まず企業への申し入れ、これは本当にたくさんの自治体でやっています。トヨ タはもちろん、いすゞ・日野自動車、サティというようなところも含めて、大き な企業だけではなくて、それぞれの自治体の中堅企業を含めて、そういうところ に雇用の維持を申し入れしているのが全国でたくさんあります。

ほかには、離職者向けの有志制度を実施しているところもあります。中小企業 支援、あるいは住民の生活支援や失業者への生活資金貸付、無利子で最大240 万円を融資しているというところがあります。緊急貸付事業をしているところも あります。

もう1つ、特別相談会を開いているところがあります。中小企業ですとか住民生活を守るために、緊急対策本部というのを設置しているところもあります。中小企業に対しては、貸出金利の5年間ゼロ%の緊急融資とか、同じ緊急融資でも3年間ゼロ%を実施している自治体ですとか、低所得者に対しては貸付制度を新設するとか、いろいろな取り組みがされています。

ぜひ、こういう取り組みに学んで竜王町でも何とかの対応を、100年に一度、100年に一度、大変なわけですから、それに見合った対応をぜひしていただきたいということをお願いして、こういう例もあげましたので、ぜひこういうものを参考に町として何らかのお取り組みをしていただけないのかということを、先ほどの緊急対応班も含めて質問したいと思います。よろしくお願いいたします。どなたでも結構です。「する」とおっしゃる方にお答えいただきたいと思います。

〇議長(寺島健一) 川部産業建設主監。

○産業建設主監(川部治夫) ただいま若井議員さんから再質問をいただきまして、特に私どもの竜王町の実態調査が議員仰せの調査になっていないということでお叱りをいただいたところでございますけれども、現実、私どもの場合、こういう状況の調査、個々それぞれの住民の皆さん方の把握というのは、なかなか大変な状況でございますし、ハローワークを通じましても、ご案内のとおりの数字上は申し上げてもらえないというのが実情でございまして、そうしたことで、今後、仰せのとおり、できるだけそういう把握に努めてはいきたいと思いますけれども、

とりあえず私どもは今申し上げておりますように、相談窓口は、先般、関係課が 寄りまして、特に東近江振興局の方からも外国人労働者の方についての、そうい う困っておられる方の対応も併せてご相談があったところで、私ども役場庁内的 にも関係機関がこの間相談をさせていただき、こうした対応をさせていただくと いうことで、冒頭申し上げましたように、私どもの課が総合的な窓口で対応させ ていただきたいと思っています。

そうした意味では、議員さん仰せのとおり、できるだけやはりいろいろな住民さんの声を聞きながら、そういうものを私どもの方に反映できるような形で対応をさせていただきたいと思っています。なかなか十分な職員がということにはいきませんけれども、私も真剣な形で、これはどこに行かれても対応させていただくということで、ややもしますと、やはり今回、今現在2件ほど質問があったわけでございますけれども、やはりその方についても、当面の職を探す間のつなぎという形の生活保護の申請手続きに来られていたということもお聞きしておりますので、個々それぞれ行かれるところは違いますので、基本的に我々の方も、町の広報も含めて、そういう相談窓口を設置させていただいていることも、また住民の皆さんにも周知も図っていきたいなと思っております。

なお、緊急対応班につきましては、いろいろそれぞれの自治体等でされている ということにつきましては、今、議員の申されたことを私どもももう一度またい ろいろ研究もさせていただき、それぞれまた研究もさせていただきたいと思いま す。以上、回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 11番、若井議員。

〇11番(若井敏子) ぜひ、お願いをしたいと思います。

同じ関連で、今、生活保護のお話が出てきたのですけれども、私も生活保護に関わっては、担当にも住民さんの問題で相談に行って大変お世話になっているところなのですが、お話では、やはり生活保護の相談も増えているのだということを聞いておりますので、その実態をご説明いただきたいというのが1点です。

もう1つは、教育長にお伺いしたいのですけれども、文科省の方から就学援助 の徹底ということで、3月14日付の通達というのですか、文書が出ているかと 思うのですね。これについてどのように対応されているのかをお伺いしたいと思 います。

〇議長(寺島健一) 松瀬福祉課長。

○福祉課長(松瀬徳之助) 若井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

生活保護の申請の状況でございますけれども、今般の経済状況によります派遣 切りというふうなことを要因といたします申請の方はございません。

回答の中で、1件相談があるというふうなことでございますが、これにつきまして、制度についてのお問い合わせということでございました。ご本人さんにつきましては、家も預金もあるというようなことから、対象にはならないというふうなことでございましたので、以上で回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 松浦教育次長。
- **〇教育次長(松浦つや子)** 若井議員さんの就学援助の徹底についてのご質問でございます。

今、手元の方にその3月14日付の文書がないのですが、うちの方といたしましては、各学校への校長なりにその徹底をお願いしておりますのと、それから、広報等で町民の皆さまにもお知らせをさせていただいているようなことでございます。以上でございます。

- **○議長(寺島健一)** 次の質問に移ってください。11番、若井議員。
- ○11番(若井敏子) それでは、次に、先ほどの話とも関わってきますけれども、融資制度への支援策ですけれども、経済状況の厳しさから、町内業者の経営も大変な状況だというふうに聞いています。町として掌握いただいている現状についてまずご質問させていただいて、個人事業主につきましては、今ちょうど申告もされた時期なわけですから、状況はある程度見えやすい時かなと思いますので、その状況についてのご所見をお伺いしたいと思います。

特に倒産ですとか廃業の状況、制度融資の利用状況、町内の業者の皆さんが行政に対してどういうことを求めておられるというふうに考えておられるのかを、 お伺いしたいと思います。

先ほども少し紹介しましたけれども、全国の自治体では、住民皆さんの要求に応えていろいろな手立てを講じておられます。それは町内の業者の実態を掌握して、その危機的な状態をどう認識しているかによって、その取り組みが違うというふうに私は感じています。しっかり実態を掌握して、自治体として取り組んでいるところの多くは、制度融資に対する支援がされていると思います。

そこで、まず融資期間ですとか据え置き期間を延長したりですとか、あるいは 保証料や金利の補助をしているとかいうことを、先ほども紹介しましたが、ある わけですが、竜王町としてはどんなことができるのかと。そのためにはどのくら いの予算がかかると考えているのかということをお伺いしたいと思います。 10年返済で3年据え置きですとか、金利・保証料は自治体が半分負担するとか、そういうやり方というのか、補助の仕方があるかと思うのですが、それを実施するのにまちとしてはどのくらいの資金準備をしなければいけないのか、ちょっとその辺が私たちにはわからないところで、「やりたいけれども、お金がないから」みたい話がよく出てきますので、お金がなければできないことなのかどうかということも含めて、計算もしてもらって、こういうことならこうなると、町としてはこういうことならできると、その辺の説明がしていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

- **〇議長(寺島健一)** 川部産業建設主監。
- **○産業建設主監(川部治夫)** 若井議員さんの「今だからこそ融資制度への支援策を」 のご質問にお答えいたします。

100年に一度と言われる世界経済の落ち込みは底が見えない状態であり、竜 王町内の企業の経営においても大きな影響を与えているところです。製造業を中 心に急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の 悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を図りな がら経営状況の改善に努められています。

そのような中、中小企業は、経営維持の資金調達のため国の緊急保証制度や県の制度資金を利用されております。平成20年10月31日から施行されました緊急保証制度(セーフティネット保証)については、現在、対象業種が760業種に拡大され、多くの事業者が利用されています。セーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第4項第5号認定)の4月から10月までの町内事業者の認定申請件数は9件で、11月以降は45件を超えております。また、信用保証協会の保証承諾状況については、4月から1月まで124件、17億1,500万円となっています。保証債務残高につきましては1月末で373件、25億8,900万円となっています。

国の緊急保証制度の融資期間は10年以内(据置1年以内)となっており、県のセーフティネット資金についても、運転資金・借換資金について、融資期間が7年以内(据置1年以内)から10年以内(据置1年以内)に延長され、中小企業の資金需要に対応しています。

融資期間の延長により、月々の返済負担が軽減され中小企業の経営の安定が図られています。例えば、融資額500万円の資金2口、融資期間7年(据置1年)を、借り換えで1,000万円、融資期間10年(据置1年)に一本化した場合、

前述の月々の返済元本額は13万9,000円となり、後述の月々の返済元本額は9万3,000円となり、返済負担が軽減されます。制度上、融資期間が10年以内となっていますが、ご質問であります融資期間13年(据置3年)、融資金額1,000万円で仮に計算しますと月々の返済元本額は8万4,000円となります。

保証料については、融資額1,000万円、保証料率年0.8%、融資期間10年で計算しますと、44万円の保証料となり、自治体が半分負担するとなれば、22万円の軽減になります。仮に13年で計算しますと、57万2,000円の保証料となり、自治体が半分負担するとなれば、28万6,000円の軽減になります。

今後、中小企業の経営発展のため、商工会や関係機関との連携を図り、相談窓口の充実やセーフティネットの保証にかかる認定事務の迅速化、または保証料等の補給について検討し、事業者への支援を図ってまいりたいと思います。以上、若井議員さんのご質問への回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 11番、若井議員。

○11番(若井敏子) 「やります」と言ってもらいましたので、質問することはないのかなと思うのですが、商工会などとも十分相談をして支援をしていきたいというふうにお答えいただきましたので、今もお話がありましたセーフティネットは、融資の枠が非常に広がりましたので、利用が多いというのは聞いているところですけれども、利用の状況を聞きますと、本当に大きい、たくさん使ってもらっているということで、それだけ期待がされている制度だということになるかと思いますし、そのことに町として利子補給ですとか、期間の長期化みたいな形で支援をしてもらったら、恐らく利用している人たちにとっては、大変喜ばれるのではないかなと思うのです。

やはり、いろいろな自治体がそういう支援策をしているというのは、中小企業の状態が本当に厳しい状態で、そのことを認識しているからだというふうに思うのですね。最初2年や3年の間は、きっと返済できないだろうなということで、3年間の猶予をするとか、そういうことを考えているわけですから、ぜひ商工会とも十分相談もしてもらって、本当に実際利用している人たちの声もよく聞いてもらって制度化をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長(寺島健一) 次の質問に移ってください。 1 1 番、若井敏子議員。

○11番(若井敏子) それでは、次に児童館についての提案をしたいと思います。 今度、役場の前がタウンセンターということで、平和堂等が来るのに合わせた 形で、公民館のコンバージョンですとか、周辺の計画がつくられているところな んですけれども、ぜひその敷地の中で、あるいは公民館の中ということが法的に 認められるのかどうかはよくわかりませんけれども、ぜひ児童館というものをつ くっていただきたいということで、質問をしたいと思います。

子どもたちの健やかな成長は、すべての町民の皆さんの願いであるというふう に私は考えております。過去にも何回かこの児童館のことを提案してきています。 今回、公民館が改修されるのを機に改めてその提案をしたいと思います。

児童館というのは児童福祉法に基づく児童福祉施設で、子どもに健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し、情操を豊かにするということを目的とした施設であります。今、子どもたちの遊びというのは、家に閉じこもって、パソコンやゲームにとりこになっている状況です。子どもたちは遊びの中から考え、決定し、行動し、責任を持つものですけれども、そこからまた独自に、自主的に、あるいは社会的に成長するというふうに言われています。学童という取り組みも、竜王町は早くから町も支援をしていただいて、大変努力をいただいているところでありますけれども、何と言っても地域との連携という意味では、児童館が最適の施設だと思うのです。そういう意味で、大変必要な施設だというふうに考えているところです。

今日まで地域の子どもと私自身も関わってきているのですけれども、子どもは 地域で育てるものというふうに実感をしているところです。だからこそ、この場 所に児童館ができれば大変いいのではないかなと思っているところですけれど も、町としてのお考えをお伺いしたいと思います。

- **〇議長(寺島健一)** 北川住民福祉主監。
- **○住民福祉主監(北川治郎)** 若井敏子議員さんの「タウンセンターに児童館を」に ついてのご質問にお答えさせていただきます。

児童館は、ご質問の中にありますように、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情緒を豊かにすることを目的とした、児童福祉法第40条による児童厚生施設であります。児童館には、児童の遊びを指導する専門職員がおり、地域の子どもたちは、誰でも自由に児童館に遊びに行くことができます。 残念ながら、竜王町には児童館がありません。県内には約50施設あり、それ

ぞれ地域の特色を活かした健全育成活動を進められています。多くが、住宅が密

集し、多くの子どもたちが集まれる場所にあります。竜王町のように、集落が点 在する地理的条件からすると、やや不利な事業のように思えます。

竜王町では、各自治区の福祉委員さんなどが中心に、地域の公民館などで、地域で子どもの安全・育成を支援する活動を行う事業に奨励金を交付する事業がございます。ぜひとも、多くの自治会におきましてこの事業に取り組んでいただきますよう働きかけ、また、地域の子育てボランティアの養成に努めてまいります。

地域では地域の取り組みをお願いしまして、一方、町の中心部でも、子どもの 笑い声が聞こえるまちづくりは、理想とするものと考えます。今般、町民が交流 する場であるタウンセンターの整備にあたりまして、「児童館」という形でなく とも、次世代を担う子どもたちが交流する場はぜひとも取り入れていきたいもの です。「竜王町タウンセンター交流デザイン会議」には、日々、子どもや子育て 中の保護者と接していただいている「こどもひろば」のスタッフもメンバーに入 っていただいており、タウンセンターにおける「子どもたちが集まる活動や遊び の場づくり」についても、積極的に発言していただけると考えております。何ら かの形でタウンセンターが、子どもたちや子育て中の親子が気軽につどえ、笑顔 あふれる活気ある場となるよう願うところでございます。以上、お答えとさせて いただきます。

〇議長(寺島健一) 11番、若井議員。

○11番(若井敏子) 児童館のことについては十分認識しているのだと。けれども 竜王町は集落が点在しているから、そういう施設をつくっても不利だと。集落ご とに福祉委員さんがそれぞれの地域の公民館で活動していただいていて、それに 町としては奨励金を出しているから、そっちを使ってくれと。タウンセンターは、 もちろん「こどもひろば」のスタッフもいることで、児童館ということではない けれども、同じようなものをしていくのだから、それでいいではないかというお 答えなのですね。

同じようなことをするからいいというものではないと私は思うのです。先ほど 読まれたように、児童館というのは、きちんとした目的があって、きちんとした 取り組みをするところですよね。だから、同じようなことを別の組織がされたら それでいいではないかという話ではない。

しかも、いろいろな考え方がありますから一概には言えませんけれども、平和 堂がそこに来まして、恐らく、蒲生町の平和堂でもそうですけれども、子どもた ちがたくさん集まってきますよ、自転車に乗った子どもたちが。とにかく竜王町 は、中学生は自転車で全域行くわけですから、自転車で来る子はたくさんいるではないですか。集落が点在しているから、子どもは集まってこないのだということはないですよね。竜王中学校にみんな集まってくるわけですから。だから、公民館のところにも当然子どもが集まってくると思うのですね。

平和堂ができたからと、そこに、たむろという言葉がいいのかどうかよくわからないのですけれども、きっと集まってくるだろうと。その子どもたちを、児童館という組織がじっと「こっちおいで」と誘っていくと。児童福祉法に基づくこの施設が子どもに健全な遊びを提供していくのだというふうにすることと、タウンセンターのデザイン会議の中でも話し合われているような、こども広場のスタッフたちが子どもたちを対象に事業するのとは、これはやはり中身は違うと思うのですね。格上げというか、きちんとした目的意識を持った組織をつくることは、今、本当に大事なことではないのかなと思うのですね。

どう違うのか。児童館としなくても、今、子ども広場のスタッフがやれば完全に十分なのだというふうな認識を、課長自身が持っておられるのか。あるいは、私がわからなかったのは、公民館を改修するから、その一部は児童館なのだというふうに位置づけることが法的な問題があるのかとか、あるいは、まちづくり交付金との関係で、そうすれば補助金が出ないのだとか、そういうふうなクリアしなければならない問題が別にあるのだったら、それもぜひお示しいただきたいというように思うのですけれども、そうでなかったら、できないものではないのかなと思いますので、児童館としてきちんと置くことと、今おっしゃっている形で進めていくこととの違い、そして、そういうことが法的には、あるいは予算的にはできるのか、できないのか、そこをお答えいただけますか。

〇議長(寺島健一) 北川住民福祉主監。

〇住民福祉主監(北川治郎) 若井議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。 基本的に、児童館やまた地域での取り組みの違いというのは、おっしゃるとお りかなというふうに思っております。

今現在、町のタウンセンターの方で計画が進められておる中につきましては、 先ほども申し上げましたように、デザイン会議の中で検討も進められておるとい うようなことでございますが、特に公民館につきましては、タウンセンターの中 核施設としての役割・機能を担っていくということが求められておりまして、児 童館の要素、そして、さらにはこども広場の要素、そして子育て相談の要素、そ してまた家庭教育充実のための要素、こういったものを取り入れたものをという ようなことで検討をいただいておるというようなことでございます。

今現在は、町民の皆さんに応えられる場所づくりというようなことで、幅広く町民の皆さんのご意見をお伺いしているというような段階でございまして、今日のご質問も含めまして、皆さんのご意見を大切にしながら、これからのタウンセンター構想に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 11番、若井議員。
- **〇11番(若井敏子)** 法的にはどうなのかと、補助金的にどうなのかと、そこは全然問題ないということですね。それを質問しているのですが、それにはお答えいただいていないので、おっしゃるとおりですと言っていただきましたので、問題ないのかなと思いますが。
- **〇議長(寺島健一)** 北川住民福祉主監。
- **○住民福祉主監(北川治郎)** 先ほどもお答えしておりますが、児童館については、 一定の施設基準というのがございまして、法的なしばりはございます。
- ○議長(寺島健一) この際申し上げます。本日の会議時間は、議事日程の都合により会議時間を延長することとし、ここで午後6時まで休憩いたします。

休憩 午後3時31分 再開 午後6時00分

- O議長(寺島健一)
 休憩前に引き続き会議を開きます。

 1番、岡山議員。
- ○1番(岡山富男) 平成21年第1回定例議会の一般質問として、私は1問の質問をさせていただきます。今回は、「今後の町内アクセス道路の拡幅・道路整備は」ということで、質問をさせていただきます。

町内の道路整備を少しずつ進められていますが、いまだに歩道が途中で終わってしまったり、通学・通勤に利用される道路に街灯がついていない所も多く見受けられます。平成21年度・22年度の予算で道路整備はどのようにされるのか、お伺いいたします。

次に、竜王町を活性していくのには道路アクセスの整備が大切ではないかと考えています。平成22年夏頃には、アウトレットモールが開業されます。開業された後は、インター周辺・町内の道路が渋滞予想され、住民さんに不安を与えると思います。また、竜王インターに降りようとしても本線まで渋滞が考えられ、周辺企業の操業に影響が起こります。

そこで、町長は町内の交差点改良・道路拡幅・竜王スマートインターの設置など、道路対策を講じるため協議会を立ち上げられるとお聞きしましたが、どのような内容の協議会を立ち上げようと考えておられるのか、お伺いいたします。

- **〇議長(寺島健一)** 田中建設水道課長。
- **〇建設水道課長(田中秀樹)** 岡山富男議員さんからの「今後の町内アクセス道路の 拡幅・道路整備は」についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、平成21年度・22年度の道路整備予算についてでございます。 平成21年度予算につきましては、道路照明灯・路面表示設置などの交通安全施設整備事業に200万円、橋梁点検調査業務委託料に540万円、町道鏡七里線歩道改修工事等の町道維持修繕工事に2,500万円、町道山之上西岡屋線側溝改修工事等の町道単独道路改良工事に1,000万円、まちづくり交付金事業による道路整備事業として、町道西通り線・町道小口八重谷線の道路改良工事に7,900万円。平成22年度予算につきましては、経済情勢の変化が大きい昨今であることから、現時点におきましては、21年度に引き続いての交通安全整備事業・道路改良事業等の整備を図り、まちづくり交付金事業につきましては3年目の取り組みとなります。

2点目、道路対策のための協議会の立ち上げについてでございます。議員ご高 承のとおり、竜王町においては、竜王インター周辺の大型商業施設の開発、岡屋 県有地の企業立地計画、庁舎周辺での中心核整備等々、人・車の流れが大きく変 わろうとしています。

特に、竜王インター周辺においては、アウトレットパークという大型の商業施設の開発であることから、種々の交通検討会議の場において予測される交通渋滞についての対応策が検討され、国道477号の車線拡幅改良工事に着手する運びとなりました。しかしながら、竜王インターが産業インターとしての機能を有していることから経済活動への支障を懸念する声が、また、近隣自治体からも渋滞による住民生活への影響が懸念され、改良に向けた要望も出されております。このような状況から、より安心できる交通体系を確保するため、予測し得ない状況が発生することも想定して、実行可能な交通改良計画についての検討を進めています。

このような現状を受けまして、道路交通体系基盤調査に着手いたします中で現在の竜王インター付近の渋滞解消、竜王インターの機能強化、国道477号の車線拡幅、岡屋交差点付近の交差点改良等、町内の道路交通網などについて総合的

に検討する機関として、西日本高速道路・県・関係市町・町商工会・町内事業者 代表・学識経験者など関係する皆様方のお力添えをいただいて、(仮称) 竜王インターチェンジ関連道路整備検討協議会を立ち上げるものでございます。協議会 につきましては、早々にも設立いたしたく準備を進めているところであります。 以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 1番、岡山議員。

○1番(岡山富男) 今、協議会の立ち上げに対して、課長からは内容等も示していただいたのですけれども、私の質問の中にも入っております竜王スマートインター、このことに関しては全く触れられておられないということもあると思います。今年に入りまして1月13日・2月17日・2月26日、ダイハツの役員の方から町長に対して懇談に来られたと思います。この時には、竜王町のこのアウトレットモールが開業されるということから、町民さん、また近隣の住民さんから、渋滞で大変困られるので、その対策を行っていただきたい。それに伴って、竜王のスマートインターが必要ではないですか。また、企業としてもやはりそれは必要ではないかということから話をされたと思います。

アウトレットの方に来られるということは、それはそれとして、やはりいろいろな買い物に来られたり、そこへ来られるということで、少しの5分・10分での渋滞があっても、それは別に問題はないかなと、私はそう思います。ただ、企業としては、やはり今はジャストインタイムでやっておられます。そのことを考えれば、1分たりとても待つということはできないのです。この1分が操業で止まればどれぐらいのお金の損失が出るかというのも、町長はよくご存知かと思います。

こういうことを考えれば、やはり全体的に、今、課長が申されました促進協議会の中にもスマートインターの設置、これは並行として進めるということを入れてもらわなければいけないのではないかなと。課長の答えの中には、全く入っていない。そういうことは、町長としてはどのように考えておられるのか。

それ自体が今後、あの時にも言われたと思いますけれども、私も2月17日に一緒に入らせてもらいましたけれども、そこでの役員さんの声から、やはり渋滞するところに企業はなかなかおられないですね。そうなった場合には縮小していかなければいけない、そういう言葉まで言われたと思います。そうなった場合には、竜王町はどんな影響が起こるかというのは、すぐにわかると思います。その時に財政面から考え、今まで竜王町独自でやってきたことが果たして最後までで

きるのかということも考え、早急にこういうのは必要性がないかなと思います。 町長は常に、ダイハツと一心同体という言葉を言われております。一心同体と いうことは、ダイハツが困っているのであれば、その場ですぐに応えましょうと いうことになると思います。そういうところまで考えてその言葉を言われている と思いますので、そこら辺を考えた上での、町長はどのように考えておられるの か、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(寺島健一) 竹山町長。
- **〇町長(竹山秀雄)** 岡山議員さんのご質問にお答えをいたします。

アウトレットパークが進出することによる交通渋滞、これは私自身、非常に心配いたしているところでございます。そして、22年8月にはオープンということでございますので、交通問題は、本当に竜王町にとって喫緊の課題であるという認識をいたしております。

議員からお話しのありました竜王スマートインターに関する発言がなかったということでご指摘をいただきましたけれども、竜王スマートインターほか従来の竜王インターの機能アップ、それと国道477号の拡幅交差点改良等は、総合的に竜王町の将来にとって取り組まなければならない必要事項として、今度の協議会で検討していただくということで立ち上げたいという具合に考えております。

さらに、来年の8月が開業でございますので、これはもう時間もないことでございます。先日の地域創生まちづくり特別委員会でも私は申し上げましたけれども、周辺に仮の駐車場等を早急に事業者と詰めまして、やはり対策も講じていかなければならないという具合には考えております。以上、お答えとさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 1番、岡山議員。
- ○1番(岡山富男) 今の中では、もうスマートインターを入れるということも言っていただいたと思いますけれども、再度確認をさせていただきたいのですけれども、3月15日に『淡海の新聞』というのがありまして、この中で湖東三山のスマートインター、また蒲生の木村のスマートインター、これは県の方が推進していかれると、これも県がやられているということで私も十分知っておるわけでございますが、県は県としてやられても、竜王は竜王としてこのスマートインターも並行で考えるということで、私の個人的な考えですけれども、これはそれでいいということであるのかどうかを質問したいなと思います。

今後、477号の拡幅、竜王インターの拡幅、こういうところで町長はしっかりとやるという話を言われていますけれども、実際に執行部側にどのような体制を組まれているのか、町長としてどういう指示をされたのか。これを聞かせていただきたいと思います。

実際に、最初の回答と町長の回答が違うというのを私は感じたので、やはり町 長の思いがしっかりと執行部側に伝わって、それが職員さんとして、一致団結し て動いていただけるのかどうか。これも聞かせていただきたいと思います。

- 〇議長(寺島健一) 竹山町長。
- **〇町長(竹山秀雄)** 岡山議員さんの再質問にお答えをいたします。

湖東三山スマートインターと蒲生スマートインターでございますけれども、これは県が進める事業であります。先ほどの竜王スマートインター、これは竜王として取り組むということでございます。

それから、私の意思があまり伝わっていないのと違うかというご指摘でございますけれども、そういうご指摘は本当につらいところでございます。これからまた姿勢を正してまいります。以上、お答えとさせていただきます。

- **○議長(寺島健一)** 8番、蔵□嘉寿男議員。
- ○8番(蔵口嘉寿男) 私は、第2問目の質問をいたします。待機者をかかえる特別 養護老人ホームの改善と今後の対応について、お伺いをします。

第4期の竜王町高齢者保健福祉計画が策定されようとしていますが、特別養護老人ホーム万葉の里およびケアセンター蒲生野においては、施設入所を希望される待機者が多くおられ、介護されておられる方にとっては、家族の生計状態や勤めの関係で、一日でも早い入所を願っておられます。現在、入所を希望される待機者は40人を超え、50人に達すると聞いていますが、今後ますます高齢者人口が増える状況にあって、待機者が減るとはとても考えられないところですが、3年後・5年後における見通しについて、推定値を含めお示しいただきたいと思います。

また、入所を希望される待機者をなくし、行き届いた介護を保障する施策を今後どのように展開されようとしておられるのか、町長のご所見と今後の具体的な進め方についてお伺いします。

- **〇議長(寺島健一)** 松瀬福祉課長。
- **〇福祉課長(松瀬徳之助)** 蔵口嘉寿男議員さんの「待機者をかかえる特別養護老人 ホームの改善と今後の対応について」のご質問にお答えいたします。

まず初めに、竜王町の高齢者を取り巻く状況の将来見込みでございますが、人口推計につきましては、平成20年が1万3,588人で、平成26年には1万3,493人と、7年間で95人の減少を見込んでいます。65歳以上の高齢者数は、平成20年が2,404人、平成26年は2,756人と、7年間で352人の増加を見込んでいます。また、要介護認定者数は、平成20年が361人、平成26年は408人と、7年間で47人の増加を見込んでいます。

第4期の計画では、居宅サービス受給者数は、平成20年が293人、平成23年は321人と、3年間で28人の増加を見込んでおり、施設サービスの利用者数については、平成20年が59人、平成23年は59人と横ばいで推移すると見込んでいます。

このような状況の中、第3期計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるようにするため、竜王小学校区と竜王西小学校区の2つの日常生活圏域を設定し、地域密着型サービスを中心とした介護サービス基盤整備を図ってきました。

これをもちまして、竜王町における現在の介護保険サービス基盤の整備状況は、特別養護老人ホームが1ヵ所で入所定員が54人、短期入所生活介護が1ヵ所で利用定員が16人、デイサービスセンターが3ヵ所で利用定員が70人、予防のデイサービスセンターが1ヵ所で利用定員が14人、地域密着型認知症高齢者グループホームが2ヵ所で入所定員が18人、地域密着型認知症対応型デイサービスセンターが今年度整備分を含めまして2ヵ所で24人が整備されております。

また、訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーションのサービス事業所もあります。また、町外ではありますが、東近江市に老人保健施設1ヵ所50人を、本町と旧蒲生町との共同で整備いたしております。

お尋ねの特別養護老人ホームにつきましては、介護が必要であって居宅での生活を維持することが困難な高齢者が生活する施設として、県下の各保健福祉圏域を単位に、入居希望者の状況や地域密着型介護老人福祉施設・居宅サービス等とのバランスならびに適正配置、介護保険施設の種類ごとのバランスを考慮し、どの程度整備するかは県の介護保険事業支援計画に定められているところでございます。ちなみに県の計画では、東近江圏域においては60人の利用定員の増加が計画されています。

しかし、国においては2014年度までに要介護2~5の認定者数に対する施 設利用者の割合を1割引き下げ、また、利用者の重度者への重点化を掲げていま す。

若井議員さんのご質問の回答の中で申し上げましたように、在宅で入所待ちをされておられる方は実質12名でございます。この入所待ちの方の状況を見ますと、一般型デイサービスとショートステイのサービスを利用しながら待っておられる方が多く、在宅サービスの充実を図ることにより、住み慣れた地域で家族とともに暮らすことが可能と考えます。第4期介護保険事業計画では、竜王西小学校区に地域密着型サービスの基盤整備を1ヵ所計画しています。

竜王町の方が身近な地域で利用いただけるサービスとして、認知症とそのケアを地域住民・家族に正しく理解してもらい、ご本人の尊厳が守られる関係づくりをめざします。竜王町においては、特に軽度のうちから認知症への対応をしていくことが効果があると考えており、地域密着型のサービスを中心に整備をしていきたいと考えております。つきましては、たちまちに大規模な入所施設の整備の必要性は考えておりませんが、この間に団塊の世代が高齢期を迎える平成27年(2015年)を見据え、他の介護保険サービスとのバランスを図りつつ、施設サービスの適正な供給量を検証し、施設整備の必要性を検討していきたいと考えます。

以上、蔵口議員さんの「待機者をかかえる特別養護老人ホームの改善と今後の 対応について」のご質問のお答えとさせていただきます。

- ○議長(寺島健一) 8番、蔵□議員。
- **〇8番(蔵口嘉寿男)** 再度お尋ねをいたします。

過日の教育民生常任委員会におきまして福祉保健計画が説明された折に、担当者の方から、施設入所を希望され待機されている方が48名とお聞きいたしております。先ほどの説明との差異がございますが、私の間違いかもわかりませんが、この点について再度お尋ねをいたします。

それから、2点目は、要介護度が重い方で待機が長くなるため、やむなく竜王 町以外の施設に入所される方が多くあるという実態がございます。これらの方々 をどう把握されているのか。また、介護されている家族にとっては、遠くの施設 しか入所できないことは、家族の負担や不便をきたすことになっております。実 数として、竜王町以外の施設に入所されている人数についてお尋ねをいたします。

3点目は、先ほど家族や地域密着型あるいは介護サービスを利用して老人の介護を支えるという方向性を示されましたが、私も一定の理解をする部分がございますけれども、夜間とか休日の介護、カテーテルが必要な人などの介護は、介護

サービスとか、そういった施設の利用だけでは維持できない状況でございます。 介護保険制度の先進国であるドイツは、介護保険導入の際に居宅介護への現金 給付をしていましたが、現金給付は家族介護にしばられるとの批判に押されて廃 止をしているということでございます。

介護の重い方を抱える家族は心身の負担が多く、家族の人間関係が損なわれることや、家族が倒れたら介護できなくなるという大変心配な事象があるわけでございます。町の実態の認識が、介護を受けたいと願っておられる方にあまり向いていないような対応ではないかなと私の感じでございます。要介護の重い方に支障がない施設介護のあり方について、再度ご答弁をお願いいたします。

〇議長(寺島健一) 松瀬福祉課長。

〇福祉課長(松瀬徳之助) 蔵口議員の再質問にお答えをいたします。

待機者数の関係でございますが、前回担当の方から申し上げました48名ということでございますが、その後、この一般質問に向けまして再調査をさせていただきました。その報告につきましては、先ほど若井議員さんの質問の中でも申し上げましたように、33名ほど申請の数がございます。その中で、ショートステイの利用とか他の施設へ、そしてまた入院といった方々がございます。その方々を消去していきますと、実質、在宅の方でお待ちいただいている方が12名というようなことになりましたので、直近の数値で回答をさせていただいたということでございます。

そして、町外の施設利用でございますが、今現在把握しておりますのは4件ほどでございます。

そして、家族への介護の負担というふうなことでございます。介護につきましては、非常に大変だなというふうにも思います。そういった時に、やはり介護の方がひとりで抱え込むということのないように、できるだけサービスを利用しながら、そしてまた地域のご理解も得ながら、やはり介護の負担を少しでも軽くしていただけたらなというふうなことも思います。

そして、24時間の介護というと非常に大変ですので、ショートもご利用いただきながら、介護の方が休養と言いますか、そういったものをとっていただくようにお願いをしたいなと。そこはやはりケアマネージャーがご本人に合ったプランを立てていただくということで、こちらの面の指導も包括の方から十分にやっていきたいなというふうに考えます。

以上、蔵口議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

- **○議長(寺島健一)** 8番、蔵□議員。
- ○8番(蔵口嘉寿男) ただいまお答えいただいたのですけれども、居宅介護について、ひとりで抱え込まないというような発言があったわけですけれども、先ほどの前段の若井敏子議員の説明の中でも、埼玉県でもあのようなことが起こっております。むしろ24時間介護を続けなければならない、あるいは24時間下の世話もしなければならない、あるいは認知が出た場合、時間の認識もなくなって夜も寝られないという介護を抱えておられる方は、施設介護しかないわけです。それがあまり強制するとだめだということで、それはドイツを改めているわけですし、なるべく居宅介護にシフトしながらそういう方策をしていきたいというのは一定理解できますけれども、家族の限界とか人間性の問題もあると思うのです。そこらあたりが本当に福祉の気持ちになって考えていただけるのかということが、私は心配でならないわけです。その点について、もう一度、町長さんの所見も伺いたいと思っております。

それから、今の特別養護老人施設の万葉の里等について、介護士さんの給与も 含めて待遇改善が必要だということも感じておりますし、また、こういった中で 経営的に行政としてどういうような支援を考えておられるのかということにつ いて、最後になりますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- **〇議長(寺島健一)** 松瀬福祉課長。
- **〇福祉課長(松瀬徳之助)** それでは、蔵口議員の再々質問にお答えいたします。

24時間介護が必要な方が入所できないという状況、これはやはりどこか施設、 施設が限られておる場合は、介護保険の場合は近隣でも入所が可能な部分がござ います。そういった中で、できる限りケアマネージャーさんの協力も得ながら、 施設を探していくということになろうかと思います。

かと言いまして、現在待機をしていただいている方々の状況を見ていきますと、何とか在宅の方で可能な方も多いというふうなお話も聞いております。そういったことから、やはり予防というものにこれから力を入れていきながら、特に認知症などはそうですけれども、グループホームの利用とか、そういったものについても早い時期からできるような形にしていきたいなということでございます。

そして、先ほども申しましたように、施設の整備につきましては、今現在そういった動きを思っておりますが、これもまた3年間の中で実態の把握といったものを進めながら、新たな必要性というものも検討していきたいというふうに考えます。以上、再々質問の回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 竹山町長。
- **〇町長(竹山秀雄)** 蔵口議員さんのお話の内容を、よく承知をいたさねばならない ということだと思います。介護につきましては、やはりきめ細かく対応していか なければならない、これはやはり基本ではないかなという具合にも思います。

先に若井議員さんの時にも少しお話しさせてもらいましたけれども、やはり竜 王町の1万3,500人の方、皆さんが幸せにならないといけないということで あろうかと思います。そして、忘れられた存在がないということの意味と併せま して、これからしっかりと対応してまいりたいという具合には考えます。

そして、万葉の里の職員待遇改善のお話もございましたけれども、これにつきましてもやはり検討していかなければならない事項だという具合に思います。

経済支援のことでございます。これにつきましても、同じように、やはり検討をいたしてまいらねばならないという具合には考えます。以上、よろしくお願いします。

- **〇議長(寺島健一)** 2番、大橋弘議員。
- **〇2番(大橋 弘)** 私は、2番目の質問といたしまして、須恵地先町有地の有効利用についてお尋ねをいたします。

須恵窪野地先の町有地7,651㎡については、昭和63年に竜王西小学校および西幼稚園の敷地と同時に国より払い下げを受けた土地であります。以来20年が経過する今日、何ら利活用することなく放置されており、ただ、年に2回、大型粗大ゴミの集積場として利用しているだけであります。

現在、インター周辺では大型商業施設の開発が進められており、また、当町有地周辺には既に企業や医療機関等も進出しています。国道477号に面したこの一等地をこのまま放置しておくのは、もったいないことであると思います。今後、インターを活用した竜王西地区の開発が期待される地域でもあります。この町有地の有効利用についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

- **〇議長(寺島健一)** 小西総務政策主監。
- ○総務政策主監(小西久次) 大橋弘議員さんの「須恵地先町有地の有効利用について」のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の町有地につきましては、大字須恵字窪野地先ならびに大字西川字西浦地先に位置します3筆の土地でありまして、合計7,651㎡でございます。当該土地の性質については、行政目的としての使用・活用の目的を持たない財産であり、いわゆる「町の普通財産」として位置づけをしております。

土地取得等の経過はご質問のとおりでございます。都市計画法にもとづく土地利用につきましては、市街化調整区域であり、開発につきましては一定の制限があるエリアとなっております。また、議員もご承知のとおり、隣接する既存施設につきましては、一定の制限の範囲内におきまして、医療機関ならびに既存工場立地に基づき施設の設置がなされているところでございます。

いずれにいたしましても、現時点といたしましては、利活用の方針といたしま しては、今後の厳しい財政運営やたくましいまちづくりに対応するべく、財源確 保につなげていけるような財産活用や財産処分が基本的な考えでございます。

このようなことから、現在、具体的な動きには至っておりませんが、議員のご発言にもございますように、竜王町内にはインター周辺や既存の大規模工場も含めまして大きなプロジェクトの進行があり、これらを活かせ、補完するような関連産業・事業の誘導といった手法も大切であると考えております。町といたしまして、さらなる研究・検討を深め、町にとって有効な方法を見出しながら進めてまいりますので、議員皆様からもご指導やご助言をいただきますようお願いを申し上げまして、回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 2番、大橋議員。
- ○2番(大橋 弘) 今から40年ほど前でございますが、村地外吉町政時代に「西の山に灯りをつけたし」という町民の強い願望がありました。アウトレットが進出してくることで、今その夢が実現しようとしています。また、念願の岡屋地先の県有地におきましても開発の目途が立ち、今後は竜王インターを活用した竜王西地区の開発が期待されるところであります。

須恵地先町有地周辺には既に企業も進出しております。また、この町有地の北隣となります西川ため池の南側には、 $1 \, \overline{ 51}$, $3 \, 7 \, 9 \, \text{ m}^2$ の土地もあります。この土地は大字西川のものでありますが、現在は竜王町名義となっています。これらの土地を含めた国道 $4 \, 7 \, 7 \, 5$ 沿線を、 $2 \, \sim 3 \, 4$ 年かけて商業地域または準工業地域に指定し、竜王西地区の活性化を図るべきであると考えますが、町はこのことについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

- **〇議長(寺島健一)** 小西総務政策主監。
- **〇総務政策主監(小西久次)** 大橋議員さんから再度のご質問をいただきました。

西川地先のため池土地につきましては、今現在、竜王町名義となっておりますが、地元西川の所有物件であるという認識はしておりますが、その南側におきましては、1ha ございますけれども、土地改良事業によりまして、地区外の残土処

分地として地元において造成され、今後の事業地として計画されているとお聞き しておりますけれども、送水管等が埋設されておりまして、その位置の特定等に ついて地元と町と協議し、今現在確認を進めているというところでございます。 再度のご質問にあります国道477号沿線を市街化区域に編入し、商業施設も しくは準工業施設というお話でございますけれども、平成19年に策定いたしま した町の都市計画マスタープランにおいては、基本的に市街化調整区域で行いま す商業業務用地というふうな位置づけをしておりまして、また、沿道の地区計画 を活用しながら沿道環境整備を行うというふうなエリアにして、土地利用を考え

特に、当初ご質問のありました須恵地先の町有地につきましては、国道477号から近いということで、以前にインター周辺から概ね2km以内にあるというところから、調整区域内での物流等の開発見込みができるというふうなことがありまして、関係上位機関との協議も調整をさせていただいたところでございます。先ほども申しましたけれども、町内には大きなプロジェクト、またさらには既存の大企業がございますし、関連します企業進出とか運輸・物流等も含めまして、町としてそれぞれ必要を感じておりますので、議員のご質問にありますように、その周辺につきまして活性化を図るためには、市街化調整区域での地区計画制度

の活用をさらに研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご

以上、大橋議員さんの再度のご質問のお答えとさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 2番、大橋議員。

理解をよろしくお願いしたいと思います。

ております。

〇2番(大橋 弘) ただいま小西主監から、19年10月に策定されました都市計画マスタープランの中で、この地先につきましては沿道型ということで計画づけがされております。商業地域にせよ、あるいはこの沿道型にしても、短期間ではなかなかいくものではないと思います。

竹山町長にお尋ねしたいと思いますが、竹山町長におかれましては、あとまだ 3年以上任期もございます。町長の任期中にこの須恵地先の町有地、さらには西川の土地でありますが、現在は竜王町名義になってございます。この付近も含めまして、この地区計画に載ってある計画について、実現できるようにひとつ努力していただきたいと思いますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

- **〇議長(寺島健一)** 竹山町長。
- ○町長(竹山秀雄) 大橋議員さんのご質問でございます。市街化にするには、よほ

どその実現性と言いましょうか、しっかりとした計画を示さないと、なかなか難 しいという要素もございます。

そういった中でありますけれども、やはり将来に向けて開発ということも必要 でございますので、しっかりと取り組みさせていただきます。以上、お答えとさ せていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 2番、大橋議員。
- **〇2番(大橋 弘)** 私の任期終了時点ぐらいで、もう一度またお尋ねをいたしたいなと思いますので、ひとつぜひこのマスタープランに沿って進めていただきたいと思います。ありがとうございました。
- **〇議長(寺島健一)** 5番、山添議員。
- **〇5番(山添勝之)** 本日2番目の質問をさせていただきます。

「全国町村長大会」の決議について。昨年11月26日、東京渋谷のNHKホールにおいて、全国999町村長等、約1,500名が参加して開催されたそうです。その会場に竹山町長も出席された旨お聞きしております。

さて、その折に7項目の決議案と「強制合併につながる道州制には断固反対である」との特別決議案を付議されて、満場一致で採択されたとのことです。私は、特別決議案が本当に満場一致で採択されたのか、大きな疑問を抱く者です。

今後の日本が進むべき方向性に、非常に大きな問題性を提起されたのです。一人の反対者もなく満場一致のはずがありません。こんな大きな問題には、意見の相違は必ずあると考えられます。

そこで、竹山町長にお尋ねいたします。町長も出席されておられたのですから、 賛成されたわけです。昨年の11月末のことで誠に申し訳ないのですけれども、 その時の状態の説明をお願いいたしたく存じます。

また、町長も道州制について町村長大会で反対を表明されたということになる わけですが、現在はどうなのでしょうか、お考えをお尋ねしたいと思います。

- **〇議長(寺島健一)** 赤佐総務課長。
- **〇総務課長(赤佐九彦)** 山添議員さんの「「全国町村長大会」の決議について」の ご質問にお答えいたします。

去る11月26日の全国町村長大会には、竹山町長とともに総務課長が参加をさせていただいたところであります。平成の大合併により、以前は2,500余あった町村が1,000にまで急減したこと等により、ここ数年は町長に加え総務課長にも、全国町村会長から全国大会への参加要請がされているところでござ

います。町長とともに参加いたしましたことから、その雰囲気もあわせ、山添議 員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、開会行事では、福岡県添田町の山本文男町長があいさつに立ち、「どのまちも平成の合併に真剣に向き合い、新たな地域づくりに取り組んでいる。小規模といえどもがんばっている町村にどのような支援ができるのかを考えることこそ国の責務である。住民の最も身近な基礎自治体として、町村が果たす役割の重要性は不変である。これからも我々町村長は、住民ひとり一人がこの町や村に住んでよかったと実感できる町村の実現に向け、全力を尽くす」と、力強く決意を表明されました。

次に、来賓の皆さん方にも町村の現場の生の声を伝えるため、岩手県一戸町・富山県朝日町・佐賀県江北町と、3名の町長が意見発表をされたところでありますが、国の制度施策についてはいずれも大変厳しい意見を述べられ、特に佐賀県の田中町長からは、道州制の議論における基礎自治体の考え方について、「一定規模未満の自治体は基礎自治体にあらずとする考えは、町村と多様な自治のありかたを否定し、強制合併を意図するもので到底容認できない」と強調されたところでございます。

また、来賓としてあいさつに立たれました麻生太郎内閣総理大臣は、「それぞれの地域が元気であるためには、中央で考えた策を当てはめるのではなく、市町村長が地域の経営者になっていただくことが必要だと考えており、そのために権限と責任を持てるようにすることが地方分権であると確信している」と述べられました。

その後、全国町村長大会としての政府への要望事項7項目について大会決議が されるとともに、今般お尋ねの「強制合併につながる道州制には断固反対である」 特別決議が採択されたところであります。

なお、特別決議の採択にあっては、大会当日に特別な議論が交わされたということではなく、会長のあいさつや意見発表の趣旨を踏まえる中で、「道州制の導入によりさらに市町合併を推進すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていく」、さらには「国土の多様な姿に見合った多彩な基礎自治体の存在こそが地方自治体本来の姿であり、この国の活力の源泉であることを忘れてはならない」と、決議文の中で説明がされ、大きな拍手とともに決議採択がなされたものでございます。

なお、私といたしましては、道州制については十分な議論が尽くされ、国民の

求める姿そのものであるという状況ではなく、多くの課題を克服していくため、 今後とも議論を深めるべき事項であると申し添え、簡単ではありますが、回答と させていただきます。

- 〇議長(寺島健一) 竹山町長。
- **〇町長(竹山秀雄)** 山添議員さんから道州制についての現在の考えについてお尋ね いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、前段の採択にかかる経過ならびに会場の雰囲気等については、総務課長よりお答えをさせていただいたとおりでございます。

この中の大会決議における政府要望事項についてでありますが、まず、平成の大合併におきましては、昨年の10月に全国町村会と道州制と市町村に関する研究会から出されました『「平成の大合併」をめぐる実態と評価』と題する冊子が公表されておりますが、この中で合併によって生じた様々な弊害として、「合併した市町村で見られた財政支出の削減効果は、住民サービスの低下を伴うもの。また、行政と住民相互の連帯の弱まり、財政計画との乖離、周辺部の衰退など、様々な弊害が顕在化」とのことが検証されておりますことから、当日決議の7項目目で、「市町村合併はいかなる形であれ強制しないこと」との決議がなされたところであります。

次に、特別決議が本当に満場一致で採択されたのかというお尋ねでございます。 その表現に関しまして、100%的を得たものであるかどうかと考えてみますと、 投票により行われた決議採択ではなく、拍手をもっての採択でありましたので、 いささか表現に課題の残るところではあると考えますが、当日はその決議につい て反対の意見もなく、大きな拍手をもって採択されたというのが事実でございま す。このことから、表現方法についてのご指摘は否定するものではございません ので、この点についてご了解を賜りますようお願いするところでございます。

さて、道州制について反対決議に賛同したという立場から、現在はそのことを どのように考えているかというご質問についてでございます。この特別決議の中 では、地方分権の究極の姿として道州制を唱えるには多くの課題があり、まだま だ実現性の乏しいものであること。道州制が導入されても、地域間の格差が解消 されるとは到底言いがたく、むしろ新たな中央集権体制を生み出すことになりか ねず、道州政府と住民の距離も一段と遠いものになると指摘がされているところ であります。

このことは、先に申し上げました平成の合併の課題と弊害に基づくところであ

り、特に周辺部が置き去りになってきたとの分析も多く、道州制の導入により、 ますますこの開きが大きくなるならば、断固として反対するとの決議がなされた と考えているところでございます。

地方自治体がそれぞれの特色を出し、持続可能な取り組みで元気があってこそ、 国が成り立つものであります。 県がなくなり、権限ばかり増え、その負担が大き くなるばかりの道州制には、到底賛成できないというものであります。 私もこの 考え方、判断には賛成いたします。

中心部ばかりが発展し、地方は衰退というのは、国の存続すら危うくすると考えますことから、今回の特別決議については、今も肯定する立場に変わりがないことを申し上げますとともに、今後まだまだその議論が続くものと思いますので、その経過や中身をしっかりと見ていかねばならないと考えておりますことを申し上げ、回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 5番、山添議員。

○5番(山添勝之) ありがとうございます。実は私、この新聞、『町村週報』を読ませていただきまして、先ほどの質問の中で申し上げたのですけれども、これはおかしいと、そんなはずはない、999もの町村のまちが見えていて、全会一致で賛成なわけがないというふうに思ったのです。それで、ここへ電話して聞きました。ところが、いい答えをもらえなかったのです。いい加減に逃げられて、確かにここに書いてあるとおりですとは返事がもらえなかった。よって、ここでこれを確かめたいなというふうに思ったわけです。町長は出席されたわけですから。それと、今、町長は先の地域創造まちづくりのフォーラムにおいて、その時の資料で5番目に、将来大きなうねりが来た時に、「道州制」という言葉を入れられて、そして小規模自治体としてというような、道州制を肯定されるような言葉をおっしゃっておられると思います。それが今の町長の言葉を聞きますと、まあまあかなり含みをもたされたような発言であったかと思いますけれども、基本的には道州制導入について反対であるというような言い方に今聞こえたのです。

私は、今ここで町長と道州制について論議をしようとするわけではございません。私は賛成の方でございますので、この際申し上げますけれども、ところが、やはりそこに差があるということです。町長がこのようにまちづくりフォーラムでおっしゃったことと、今のお答えと、あるいは町村会において態度表明をされた、賛成という表明をされたということとのギャップは何ですかということです。「反対」に賛成しておられるわけです。にも関わらず、ここで大きなうねりが来

た時というのは、これは道州制を認めているという言い方ですね。そこら辺のギャップをお聞きしております。再度よろしくお願いいたします。

- 〇議長(寺島健一) 竹山町長。
- ○町長(竹山秀雄) 当日の会場は、NHKの大ホールでございます。人数だけでもかなりの方が集まっていらっしゃったと思います。座る場所は、北海道それから東北、順々にブロック関係で座っておったわけでございます。採択に入ります時に議長から、拍手をもってということでございますので、皆さん拍手をされたという表現が満場一致に当てはまるかどうか、これは先ほども申し上げましたとおり非常に、議員さんがご指摘いただいている内容のとおりかも存じません。

しかし、私は、先ほどの道州制でございますけれども、フォーラムで、あるいは地域まちづくりの懇談会の中で申し上げております道州制のその発言でありますけれども、そういう国の動きが出てきたならばという具合に申し上げておりましたことで、道州制自体にどうのこうのという内容までは触れさせていただいておりませんでした。以上、付け加えさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 5番、山添議員。
- ○5番(山添勝之) わかりました。ただ、これは質問ではございませんけれども、 やはり我が滋賀県の竜王の町長として、やはりあの場所で、1,500人からの 人がおる中で、「議長」と発言してほしかった。そうすると全国に、「おお、滋賀 県竜王町の町長は違うな」と、そういう大きなイメージを与えてもらえるのでは なかろうかと思います。

今後もやはり、みんなに言えることなのですけれども、我々とっても一緒ですけれども、その時の流れに沿うのではなしに、言いにくい場所であっても、後ろの方で言いにくい、けれども、言えないということはないと思いますよね。やはりそういう自分の思うことを発言してほしかったなと思います。ありがとうございました。

- **〇議長(寺島健一)** 7番、貴多正幸議員。
- **〇7番(貴多正幸)** 平成21年第1回定例会一般質問として、今後の介護予防事業 の取り組みについて、お伺いいたします。

今年度は介護保険制度の見直しの年度であり、平成21年度からの3年間の計画を竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会で策定され、先日、竹山町長に提出されたところであります。

国においては、介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度より介護報酬

を3%引き上げられることとなり、また、当町においては介護給付費が年々増加傾向にあるため、当町においても介護保険料の基準額の月額が3,335円と現在より216円上がることになります。

現在、平均余命は世界でも最高水準となり、急速に進む高齢化等を考えると、 保険料の上昇は致し方がないと考えますが、その一方で、介護予防事業を充実させることにより、介護保険の認定者数の軽減を図り、介護給付費を抑制させることも重要ではないかと考えます。つきましては、介護給付費の抑制につながる介護予防事業の具体的な取り組み計画について、お伺いいたします。

〇議長(寺島健一) 松瀬福祉課長。

〇福祉課長(松瀬徳之助) 貴多正幸議員さんの「今後の介護予防事業の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、我が国は今後、世界に類のない超高齢社会を迎えることとなります。このような状況の中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が創設されたところですが、高齢化とともに介護給付費は年々増加し、制度そのものの維持が困難な状況にあり、この介護給付費を抑制することが重要な課題となっております。

このような状況から、平成18年度の介護保険制度見直しにおいて介護予防の 取り組みが重要視されてまいりました。介護予防には、元気な方が今までどおり 元気で役割と生きがいを持って過ごしていただく一次予防、また、要介護状態で はないが、今までできていたことができなくなってきている方が現状を維持し、 少しでも生活機能を維持できるよう支援する二次予防、また、介護保険給付は要 介護状態または要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう行われること と介護保険法第2条にもうたわれ、介護保険サービスを利用しながら今までに近 い生活を維持するという認定者への三次予防の3つの段階があると考えており ます。

ご質問をいただいております介護給付費の抑制につながる介護予防事業の具体的な取り組み計画については、地域包括支援センターを中心に二次予防の充実を考えております。

1つ目には、介護状態になる前の対象者に対して、その方の生活機能の低下の部分に合わせて、週に2回の運動教室を24回実施したり、飲み込みなどの口腔機能の向上を目的に、月に2回・3ヵ月間、口腔機能教室を行います。2つ目には、歩行機能の低下など身体的な状況や近所の友人がおられなくなるなど社会的

な状況から外出機会が減っている後期高齢者を対象に、週1回・6ヶ月間に運動や認知症・口腔機能向上のメニューを加えながら、閉じこもり予防教室を実施する予定でございます。また、3つ目として、これらの教室に参加できない方には個別に保健師が訪問して支援をしてまいりたいと考えております。

なお、一次予防の充実も重要なことであると認識していまして、地域の役員さんやおたっしゃサポーターを中心に、地区ごとの強みと特徴を活かした運営により開催していただいております「おたっしゃ教室」を継続していただいていますことは、大変な介護予防効果であると考えています。普段の生活の中で、生活機能の向上が図れる仕組みとして根づくことを望むものであります。

次年度は、地域の役員さんやおたっしゃサポーターさんとの懇談の機会を今年 度以上に設けていく予定です。おたっしゃ教室の開催日に併せて、「運動」「認知」 「体力測定」などの知識の普及啓発を行いますので、ぜひご参加をいただきたい と思います。機会あるごとに「介護予防」の意味や認知症について、啓発に地域 へ出向いていきたいと考えております。

また、直接介護給付費と関連する三次予防である認定者への介護予防ですが、 介護保険法第1条の目的にも「・・その有する能力に応じ、自立した日常生活を 営むことができるよう・・」とありますように、生活上の課題にただサービスを 提供することではなく、ご本人の能力が維持向上できるケアプランの作成が望ま れています。

竜王町でも、平成20年から22年までをケアプランの適正化のための期間としています。介護認定の期間の始まりごとにケアプランの提出をケアマネジャーに依頼し、指導助言を行っています。また、地域包括支援センターの保健師・主任ケアマネジャーを中心に担当者会議に参加したり、必要なサービスが効果的に必要量組み合わされ、かつご本人の能力が引き出されるよう、今後もケアマネジャーを支援していきたいと考えております。

3つの予防取り組みを充実させることにより、介護給付費の抑制はもとより、 高齢者の方がいつまでも住みなれた地域で暮らし続けられるよう支援してまい りたいと考えております。以上、貴多議員さんの「今後の介護予防事業の取り組 みについて」のご質問のお答えとさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 7番、貴多議員。
- **〇7番(貴多正幸)** 再質問をさせていただきたいなというふうに考えています。 今、来年度は具体的にどういった事業をされるのか、こと細かに説明をいただ

いて、本当に予防に力を入れていただけるのだなというふうなことについては、 非常にありがたいなと考えています。

しかしながら、そういった一方で、やはりこういった事業をしていく中では、地域包括支援センターの職員さんにかなり負担がかかるのではなかろうかなという思いもします。現状では、竜王町は直営でされておるわけでして、主任ケアマネージャー、そして社会福祉士、保健師さん、国においては、その3資格を持っておられる方で包括支援センターを構成するということになっていますけれども、竜王町の場合は保健師さんが2名おられる、4名体制でされているというわけですけれども、現状でも介護予防サービス計画などは他の事業所の委託をされているわけでして、週2回の運動とか月2回の口腔とか、そういったところに今の包括支援センターの職員さんだけで実際賄っていけるのかなというふうなところに非常に疑問を感じています。

実際にそういった職員さんが現場に出て、町民さんの現状をその職員さんの中で考えていくということが、包括支援センターの一番重要なことかなというふうに私は考えるのですけれども、人を増やすという今現状ではなかなかないとは思うのですけれども、そういったところに対して具体的な策があるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

〇議長(寺島健一) 松瀬福祉課長。

〇福祉課長(松瀬徳之助) 貴多議員さんの再質問にお答えをいたします。

介護予防につきましては、地域包括支援センターを中心に事業を進めておるわけでございます。一応 3 職種揃いまして 4 名体制という中で取り組んでおります。その業務の中に、介護予防のプランの作成というものがございます。基本的には直営でやりたいなというふうな思いは持ってございますが、なかなか、非常にプランの作成には時間を要するものでございます。そういったことから 6 0 件ほど委託ということで、外部のケアマネージャーさんのご協力をいただいておるということでございます。直営では 2 0 件ほどというようなことで作成をさせていただいております。現体制では、このあたりが限度かなというふうに考えております。増やしましても、実際に包括の職員が地域に出かけたりとか、そういった展開をしていくことに支障があるということで、現在はこの範囲で行っております。

そしてまた、包括のカバーをするという中では、万葉の里の地域相談室、こちらの方にも事業を委託いたしまして、地域の実態把握とか、そしてまた指導なり

をご協力いただいていると。非常に活発に動いていただいておりまして、効果が 上がってくるのかなということで、来年度もその部分については、予算的にも充 実をしていくというような取り組みをさせていただいております。

そしてまた、先ほどから一般質問の回答で何度か申し上げさせていただいておりますが、やはり地域の力というのを、協力体制というのを強めていきたいというようなことから、おたっしゃ教室のサポーターの養成講座であるとか、そしてまた認知症啓発のキャラバンメイトであるとか、そしてまた、ご理解をいただくサポーターであるとか、こういった方の養成講座にも来年度は力を入れて、そして、やはり竜王町ぐるみでそういった介護予防が進めていけるような体制をしていきたいと思っておりますので、どうかまたひとつご協力のほどよろしくお願いいたします。貴多議員の再質問の回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 7番、貴多議員。

〇7番(貴多正幸) やはり介護予防は、町民全員でしていくというような方向でのお答えだったというふうに思っているのですけれども、介護予防というのは、単に要介護状態にならないようにするためのものではなくて、住民の皆さんが住み慣れたこの地域で、その人らしく尊厳を持って生活していくことに手助けをしていくというのが、本当の介護予防ではないかなと私は考えているわけです。

先ほどからお答えの中にもあったのですけれども、サポーターさんに頼むとか、また、先ほど午後からの若井議員さんへのお答えも町長はされていたのですけれども、忘れられた存在がないようにするためには、現場に近い方に頼むというふうなお答えだったと思うのです。例を言うならば民生委員さんというふうな形で言っておられたと思うのですけれども、やはり誰かに頼むというような姿勢では非常に弱いのではないかなと。頼むということは、頼まれた側からするとどうしても、「頼まれたし」というような方も中にはおられるかも知れないと私は思うのです。

福祉課の担当の職員さんや課長また主監さんは、認知症サポーターのオレンジ 色の腕輪をしておられると思うのですけれども、中には他の課の職員さんでも若 い方はされていると思います。私自身していないので、あまり偉そうなことは言 えないのですけれども、来年度そういった事業があれば、私も積極的にいきたい なというふうには考えているのですけれども、やはり私の前に今15人の町長を はじめ副町長、教育長、主監、課長が座っておられるのですけれども、そのうち 14名の方は竜王町に住んでおられる方です。現場に近い方という言い方をする ならば、住民の生命と財産を守るということを鑑みると、やはり皆さんから竜王 町を変えていってもらわなければいけないと私は考えます。

もちろん、議員も12名全員竜王町に住んでいるわけですから、議員と町の職員さんが手を携えて、介護予防に本当に力を入れていかなければならないのではないかなというふうに私は考えるのですけれども、最後に現場に一番近い方に、これからがんばっていっていただきたいということで、町長に、こういった所見についてどのように考えておられるか、お答えをいただきたいなと考えていますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(寺島健一) 竹山町長。
- **〇町長(竹山秀雄)** ただいまの貴多議員さんのご発言、真摯に受け止めてさせていただきました。

私は、担当の職員にも言っているのですけれども、介護を受けなくても済むようにする、健康づくりと言うのでしょうか、体力づくりと言うのでしょうか、これがやはり一番尊いことであると。そのためには、介護予防拠点づくりとか、そういった事業は大変重要な意味をなしてくる。まして、高齢者がどんどん増えてくる竜王町でもございます。そういう中にありまして、当然ながら要介護者が増えてくるということでありますけれども、できたらお1人でも介護の世話にならなくて済むような方が多くなるようにということは私の願いでございます。

今、頼むよりも自分で動く方が大事と違うかということでもございます。もちろんその姿勢で、1人の力が大きな答えにつながる、成果につながるということはよく理解をいたしております。そういったことで、もう一度謙虚に取り組ませていただきます。以上回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) この際申し上げます。ここで午後7時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後7時28分 再開 午後7時40分

〇議長(寺島健一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際申し上げます。ここで午後7時55分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後7時43分 再開 午後7時55分

〇議長(寺島健一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長より発言の追加の申し出がございますので、これを許可します。

竹山町長。

〇町長(竹山秀雄) 先ほどの岡山議員さんのご質問に対しまして、文言の付け加え をさせていただきます。

先ほど「竜王町で取り組む」という発言をいたしましたけれども、「国と県と協議し、一体となって取り組ませていただく」という具合に付けくわえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- **〇8番(蔵口嘉寿男)** 動議を提出いたしたいと思います。今、町長が追加されましたことについて、質問者は再々質問しかできないということの決まりがございますが、再度そのことについて質問の機会を与えていただくようお願いします。
- ○議長(寺島健一) ただいま蔵口議員から、動機が提出されました。この動議は、 1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

動議を議題として採決をします。この採決は起立によって行います。この動議 のとおり決定することに賛成諸君の起立を願います。

「賛成者起立〕

- ○議長(寺島健一) 起立多数です。したがって、動議は可決されました。8番、蔵口議員。
- ○8番(蔵口嘉寿男) 先ほどの一般質問の中で、竹山町長さまの答弁に対する追加事項がございました。これについては、質問された岡山議員については再々質問を既にされておるわけでございますが、その内容についての再度質問の機会を与えていただき、そのお答えをいただくようなことをお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いします。
- **○議長(寺島健一)** 許可いたします。1番、岡山議員。
- **〇1番(岡山富男)** 再度質問の機会を与えていただきましたので、質問をさせていただきます。

先ほど私は、湖東・蒲生スマートインター等で、これは県が進めていると、それは県として進めるわけでございますが、それ以外として、竜王町としては竜王独自でも進められますかという言葉に対して、竜王町でも取り組ませていただきますという言葉を町長から言っていただきまして、安心をさせていただいたのですが、そのあと文言として付け加えとして、「国と県とが一体になって取り組む」ということを言われたということでございますが、ということは、国・県が、今は県自体は湖東・蒲生を推進されております。この推進をされたスマートインター後に竜王を取り組ませていただくという考え方をされて、それを町長としては、

これを「一体となって取り組む」という言葉に変えられたのかどうか。私は、そ ういうふうに思ってなりません。

そうであれば、やはり5年、6年経ったあとに改めて竜王のスマートインターを検討していくということになれば、何の意味もないスマートインターではないかなと私は思っております。

今、竜王の全体的な構想を持っておられる道路、それと並行して竜王のスマートインターも考える。国・県も協力していただき、それも考えた中で、ひとつとして竜王をやっていいですよという言葉の中で考えて、「国・県と一体となって取り組む」という言葉か、どちらかと思うのです。そちらの方をしっかりと、この追加された言葉がどうなったのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(寺島健一) 竹山町長。
- **〇町長(竹山秀雄)** お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、従来のインターチェンジの機能向上(機能アップ)、それと国道477号の拡幅・交差点改良、そして同時に竜王のスマートインターチェンジ、これを1つの竜王の取り組み課題として、県と国と協議しながら一体となって進めていくという具合にご理解いただきたいと思います。

(「だから、3つ目考えているのですか。」との岡山議員の自席発言あり)

- ○議長(寺島健一) 今の質問にもう一度お願いいたします。竹山町長。
- ○町長(竹山秀雄) これは、先ほども申し上げたとおりでございます。県は蒲生インターと湖東インターを事業として進められるわけでありますけれども、竜王としては、今も申し上げました3つの項目、これについて取り組んでいくということでございます。取り組みにつきましては、県・国と協議をし、一緒になって進めてまいるということでございます。以上、お答えとさせていただきます。
- **〇議長(寺島健一)** 10番、小森重剛議員。
- **〇10番(小森重剛)** 休憩、休憩で、少し気合いが抜けた感がしますけれども、気を引き締めて質問をさせていただきたいと思います。よろしく願っております。 本日2回目の質問でございますけれども、農産物のブランド化の取り組みについてということを質問させていただきます。

輸入農産物の残留農薬や食品の偽装表示、工業用米の食用偽装販売等、食品の安全性への信頼が損なわれる事例が多く見られる一方で、消費者の「食」に対するニーズはますます多様化しており、農産物の生産・流通および消費それぞれの段階において、食の安全を確保する必要があります。

消費者に「信用」「信頼」を確保し高い評価を得るためには、地域の持つイメージを背景に、農産物の安全を基本に、竜王における農産物のブランド化が必要であると考えます。よそからの引用ですけれども、日経リサーチから「2008地域ブランド戦略サーベイ」の結果として、名産品ブランドカランキングが発表され、滋賀県では、近江牛135位、近江米383位にランクしており、竜王町のイメージが高く評価される結果となっています。消費者は、履歴のわかる安全で安心な農作物の提供を望んでおり、まさに今、滋賀県が取り組んでいる「環境こだわり農産物」の需要が高まっています。

これまで環境こだわり農産物の取り組みに向け、竜王町において生産・流通・ 販売面で生産者とともにどのような取り組みを進めてこられたのか、お伺いしま す。

また、今般、町長が提唱されている「土産・土法」により、今後どのような農産物を生産・流通および販売等の面において、どのような方法で竜王の特産ブランドとしてバックアップしていくお考えなのか、町長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(寺島健一)** 川部産業建設主監。
- **○産業建設主監(川部治夫)** 小森重剛議員さんの「農産物のブランド化の取り組み について」のご質問にお答えいたします。

食の「安全・安心」が叫ばれる中、食品の偽造表示や輸入農産物の残留農薬等、一部の食品について安全性を損なう食品が流通したことから、生産者においてはより一層の「信用」「信頼」される農産物の生産が求められており、農業経営の安定を図る上で、欠くことのできない状況となっております。

このような中、滋賀県におきましては全国に先駆けて平成13年度から滋賀県環境こだわり農産物認証制度を制定し、消費者に農産物の履歴がわかり安心ができ、環境に配慮した農産物の作付けが実施されており、「近江米」については全国的にも名産品として位置づけされております。

そこで、議員お尋ねの、環境こだわり農産物の取り組みに向け竜王町において どのように取り組みを進めてきたかであります。竜王町におきましても、消費者 に安全で安心できる農産物を提供できるように、平成16年度より環境こだわり 農産物認証制度に基づき、指定された肥料や農薬を使い、基準以上の施肥や防除 等を行わない農産物として、水稲・そば・ブドウをはじめ26品目に取り組んで いただいております。町全体での環境こだわり農産物としては、平成19年度産 において、水稲2,836反、そば354反、野菜・果樹等224反の作付けを いただいております。

特にそうした中で、竜王ブランドとしては、竜王町稲作経営者研究会が平成6年産からオール有機肥料・減農薬栽培による特別栽培米として「竜の舞」の生産を始められ、町とともに他府県の消費者団体への販路開拓をされ、現在16名の会員で20年産、面積225反の作付けをいただき、今日では道の駅での販売をはじめ関係団体の協力を得られ販路拡大を図っておられ、同時に、竜王の子どもたちに学校給食での米飯給食として提供をいただいております。

また、竜王町そば振興会が平成10年に愛好会としてそばの作付けを始められ、 生産者の自主的な発想・取組みで、生産から加工・販売をされる中において販路 の拡大に取り取り組んでいただいております。平成18年度より、そばとして県 内で唯一環境こだわり農産物の認証を受けられ、平成18年3月には、そば優良 生産地として日本蕎麦製粉業協同組合長を受賞され、現在、作付け農家80戸、 作付面積300反、県内第2位の生産地に広げていただいております。

また、「竜王そば」として流通ルートにのり、一部スーパーの店頭においても 販売されています。現在、そばは水稲の生産調整の麦跡の町の振興作物といたし ております。

さらに、果樹におきましては、平成19年度、県において県内で生産されている赤系ブドウ3品種を、紅式部としてブランド化統一商品名としてされたところであります。その3品種の1つに、本町の山之上で生産されています「竜宝」が指定をされたところであり、特にこのブランド化に向けては、地元山之上ぶどう生産組合の皆さんの長年の研究と栽培の積み重ねを重ねられたことにより、環境こだわり農産物ブランドとして、特に道の駅・アグリパークでは人気商品となっており、現在、この竜宝の生産拡大を図っていただいているところであります。

以上、特に町内における環境こだわり農産物のブランド化への取り組みの状況でありますが、これ以外に、本町では近江牛発祥の地として県内でも優良な肥育牛の産地として名声を誇っており、町内肥育農家で組織されています竜王町近江牛生産研究会が、県内では唯一、市町独自で年1回共進会ならびに国内の精肉業者への販売を開催していただき、竜王近江牛ブランドとして販路拡大と生産拡大を図っていただいているところであります。

この環境こだわり農産物を生産するにあたりましては、化学肥料・化学合成農 薬の低減において、慣行栽培より減収等することから、生産拡大が図れないこと から、生産量の減収・生産資材のコストアップに伴う経費の一部として、生産者へ国・県・町において支援する中において、消費者に安心安全で品質の良い新鮮な農産物の拡大が求められており、今後これら取り組みに関しまして、引き続き町といたしましてJA・県など関係機関の指導、協力を願い、支援をさせていただきます。

さらに、今回、竹山町長が提唱されております「土産土法」の取り組みの中で、 竜王ならではの創意工夫を凝らし、付加価値をつけた特産品の開発・販売を、農 業者団体・商工団体を含めた方々によります竜王町の農産ブランドの生産・流通 および販売の拡大に向けた研究・検討をいたしてまいりたいと考えております。 以上、小森議員さんへの回答とさせていただきます。

〇議長(寺島健一) 竹山町長。

〇町長(竹山秀雄) 小森議員のご質問につきましては、担当主監よりご回答を申し上げましたように、竜王町内には既にいくつかの農産ブランドを生み出していただいておるところであります。

私の土産土法による地域特産品のブランド化について、「土産」という文字で ございますけど、これは「みやげ」という文字であります。ものを「見上げる」 が訛りまして「みやげ」になったものであります。とれたものを頭上にいたしま して感謝の念を捧げ、「見上げる」が、「おみやげ」になったものです。

私は、ブランド品を生み出すに一番近い道が土産土法で、竜王町の名前をもっともっと売り出すことではないかなという具合に考えています。土産土法には、言葉だけでも未知数的要素の高いものがありますし、広げていくに新鮮さがあると考えております。「竜王」の名が、アウトレットパーク、土産土法で全国的な位置になれば、自然と生産されるものも、これは農産物、他商品でございますけど、こういったものがブランド化されていくものと考えております。

また、「土」と「産」を入れ替えますと、「産土」という文字になるわけでありますけれども、これは「うぶすな」であります。すべての起源でもあります「うぶすな」の意味を持つこの土産土法をご理解いただくことが、私の願いでもございますし、これから広めてまいることにより、ブランド化が進んでいくのではないかなという具合に考えているところでございます。以上、回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 10番、小森重剛議員。
- **〇10番(小森重剛)** 回答、誠にありがとうございます。

主監より今までの取り組みについて、細かくいろいろご報告をいただいた中身でございます。しかしながら、農業後継者、また若者が百姓に寄りつかない、後継者がおらないというような状況を踏まえた中で、この竜王町にずっとある、昔から言われている「緑と文化の町」、緑は田畑を不耕農地にしないという取り組みで進めていこうとされる。また、今、町長が言われました土産土法の中でございます。

米につきましては、先ほども言われましたように、竜の舞というので竜王ブランドが確立されてございますし、先ほどの中にありました果樹につき、野菜につき、販売拠点を竜王町で構えておられるというのが現実でございます。

先ほど、その言葉の中にございました竜王町そば振興会、そばでございますけれども、これにつきまして、私も特別その団体を別に誇示しようとする気はないのですけれども、平成10年3月にサラリーマン3人ぐらいが遊び心で、竜王町でそばをつくろうではないかと言って立ち上げられたのが始まりでございます。

それからどんどん仲間を増やし、「麦跡地にしよう」、そして、先ほど主監から回答いただきましたように、こだわり農産物の指定まで受けるようになったと、そこまで努力をしたと。そして、自分なりに自分ら独自で販路も開発をし、製粉業界に竜王産のそば粉を出せるところまでいったというのが現実でございます。そして、その製粉業界の中では、やはり竜王ブランドとして売り出すのに「竜の里」という名前で命名をされて、竜王ブランドとして売り出していただいておるのが現実でございます。

けれども、先ほど先般申し上げましたように、みながサラリーマンで兼業農家の者がやっておる中で、当然、自主的活動には限度がありますので、いくら竜王のブランドを盛り上げようとしても、やはり行政のお力を借り、支援をしていただいて活動拠点、たちまちに活動拠点がないわけでございます。独自の自分の小屋を利用したりして、自分なりにやっておるというのが現実でございますので、そういうことからひとつ、竜王ブランドでここまで自分たちの自主活動で盛り上げた中で、もう組織づくりもきちんとし、法人化もいつでもできる状態までは持ち上げたという話を聞いておりますので、これをひとつ拾い上げて、もうひとつ竜王のブランドとして売り上げていただきたいな、押し上げていただきたいなと思うわけでございます。

そして、なおかつ若者を定住させるには、今、独自で出前のそば打ち体験教室 を出張でやっておるわけでございますけれども、これをずっと通算して延べ2万 人を超える方々に、町内外含めてですけれども、2万人を超える体験者を数えてございます。「竜王のそばはいいな」と、そして、一歩竜王に帰って来たら、竜王のそばはどこで食べられるのか、どこへ行ったら買えるのかというような声も聞くような状況でございますので、せっかくここまで、「竜の里」というようなところまで製粉業界からも出たのですから、ひとつこれは、12年ずっと独自で続けてきたので、何とかして竜王のブランドを盛り上げていくために力添えをしてやってほしいなと、かように思うわけでございます。

お願いで、質問と言うか、今はやってきていただいたことも十分聞かせていただいて、回答は聞かせていただきましたので、米も大事です。当然、果樹も野菜も大事です。これをひっくるめた竜王の特産として、自分たちのつくったものを自分たちの手を加えて、まさしく土産土法の方式で竜王ブランドをつくり上げていただきたい。また、ほかに何かひとつあるなら工夫をしていくと、そしてまた提案もさせていただくということは約束をさせていただきますので、ひとつ活動拠点たるものや行政的なご支援、今までずっと独自でやってきた中にひとつお願いをしたい。

協力農家さん80戸、それから作付面積につきましては300反というような、これもあまりできますと生産調整という中身でもございますけれども、これが麦跡作付けの奨励のそばということにしていただいておりますので、その辺もひとつ認識をしていただいて、お願いをしたいなと、かように思うわけでございます。それと、もう1つはそばですけれども、もうそばばかりになってしまったけれども堪忍してください。この間、出雲の方にもそばを出しに行ったのですけれども、その時に竜王そばが一番売れたと、よく売れたという評判も聞いております。そして、たちまち先ほどのブランドランキングの中においても、そばが大きくランキングに入っておるわけです。信州そばが81位、出雲そばが236位、出石そばは438位ということで、これはランク1000のうちの何かではなしに、ざっと並んだ中での順位でございますので、1,000あるいは2,000ある中のその順位にランクされておるという内容ですので、1,000品目のうちのなんぼかという数字ではございませんので、その辺だけはご理解を願いたいなと思います。

あと、いろいろ申し上げましたけれども、ひとつ竜王ブランド、米・野菜・果物・そば、これについて具体的に、こういう援助をしていってやるよと、具体的に何か方策があれば最後にお聞きしたいなと、かように思いますので、よろしく

お願いします。そばだけに限りませんので、すべてにおいてでございます。

- **〇議長(寺島健一)** 川部産業建設主監。
- **○産業建設主監(川部治夫)** 小森議員さんから再質問をいただいておりますことについて、お答え申し上げたいと思います。

特に、先ほどブランドの中で竜王そばのことについてご要望等もいただいてお るわけでございますけれども、特に私どももそば振興会さんの方から、過日、文 書でもってご要望をいただいております。そうしたことで、特に今、小森議員さ んがおっしゃっていただいています、確かに竜の米、さらに果樹についてはそれ ぞれ販売拠点、アグリパーク、道の駅でもしていただいております。なお、そば も今、竜王の山之上等で販売されておるわけでございますけれども、拠点という 形でご要望をいただいておりますし、過日、JAさんとの話の中で、竜王支店の 中でそういうことはできないのかという話も含めて、私ども行政もお受けしてい ただいて、JAさんとも今そういう話もさせていただいておりますので、できる だけ行政もそういう形に今後とも協力を含めてさせていただきたいと思います。 それから、今もお話しさせていただいた、特徴的なと言いますか、それ以外の 道の駅、アグリパークに対しまして、本当に農家の皆さん方が路地の野菜を含め て環境こだわりをしていただいて、出していただいている、これも含めてでござ いますので、本当にそうした意味で、できるだけすべてこういうものが、本当に 安心安全のものが消費者の皆さんに届けられる。文字どおり、町長が言われまし た、そのことが結果、竜王は本当に安心安全で、さらに今、国の方で有機栽培を 言われておりまして、特に今、竜の舞に関しましては、本当の有機米でブランド を新たに今していただいたものが、価格は通常の米の価格より1.5倍ほど高い 値段をつけていただいておるわけでございますけれども、それでも飛ぶように売 れているというようなことでございますので、やはりそういうのを今後できるだ けそうしたものを目指していく立場で、行政も支援をさせていただきたいと思っ ておりますので、ひとつご理解いただきまして、回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 10番、小森重剛議員。
- **〇10番(小森重剛)** 心強いお言葉をいただきましたので、早速、帰ってこの旨報告をさせてもらい、また、竜王ブランドの今度は底上げに努力をするように、またお勧めもしていきたいと、かように思いますので、今後ともひとつ行政面においてブランド品の確保にご協力を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

- **〇議長(寺島健一)** 6番、圖司重夫議員。
- **〇6番(圖司重夫)** またまた松陽台のことで大変恐縮ですけれども、大変、竜王町 にとりまして重要な問題と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

竜王町松陽台地区・地区計画について。竜王町松陽台地区・地区計画については、地元住民との合意形成を図るという視点から、昨年8月に第1回目の地元説明会が開催されました。松陽台地区(地元では南側を第一松陽台、北側を第二松陽台と呼んでいます)のほぼ中央に位置する日本 I BMの福祉厚生施設として昭和47年より利用されていましたが、現在では未利用のまま放置されている面積約5haの土地・建物です。

都市計画法に基づき、この地区計画が策定されており、周囲の自然環境(西は 里山(御幸山)、東は田園環境で国道8号・国道477号が隣接)に配慮しなが ら、既存の一戸建て団地と一体的な都市的土地理由の適正誘導を図ることにより、 良好な住宅地を形成するとあります。

この地区計画は、事前協議、竜王町都市計画審議会における審査、知事同意等がありますが、現在までの進捗状況および今後の予定についてお伺いいたします。また、私が今までに松陽台の方々と接してきた中で強く要望されていますゲートボール等が楽しめる広場・公園および集会所等の施設について、計画に盛り込まれるのか、そして、現存するIBMグラウンドの雑草管理(これにつきましては平成18年、松陽台区長よりIBMに対して雑草管理に関する要望が出され、

以上、3点につきまして町当局のご所見をお伺いいたします。

覚書が締結されています) についてどうなっているのかお伺いします。

- **〇議長(寺島健一)** 田中建設水道課長。
- **〇建設水道課長(田中秀樹)** 圖司重夫議員さんの「竜王町松陽台地区・地区計画について」のご質問にお答えいたします。

今回取り組もうとしております(仮称)松陽台地区・地区計画につきましては、 竜王町都市計画マスタープランの中で、本地区においては、既存の戸建て住宅地 と一体的な専用住宅地として位置づけ、住宅施策、若者定住施策の一環として、 周辺の恵まれた自然環境と調和した緑豊かで快適な生活環境を実現する住居系 土地利用を誘導することとしております。

その目的達成のため、議員ご高承のとおり、昨年4月30日に施行いたしました「竜王町市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」に基づき、IBM グラウンドの跡地の整備方針を示す地区計画の策定に向け、現在、検討を重ねて

いるところであります。

まず、ご質問の1点目、現在までの進捗状況および今後の予定についてであります。現在までの進捗状況について、地元松陽台・鏡自治会長はじめ三役さんに対しましては、昨年8月に今回の地区計画の概要について説明をさせていただいております。また、9月にその時点での開発事業者側の住宅団地整備の考え方が地元三役さんに説明されております。本年2月には、関係機関との事前打合せにより取りまとめた計画を示しながら、地元役員の方々のご意見を伺っております。今後の予定につきましては、現在、地区計画の内容について県と事前協議中であり、その後、原案の公告縦覧、縦覧者の意見書の提出、竜王町都市計画審議会への附議、知事の同意の手続きを経て、地区計画決定、告示となります。

2点目、広場・公園・集会所等が計画に盛り込まれているのかとのご質問であります。これらの施設につきましては、今日までの地元協議等を踏まえ、開発事業者が土地利用計画に位置づけをしています。この計画を過日、地元三役さんに説明し、いろいろな要望をいただいている状況であり、今後この要望内容の整理が行われ、土地利用計画へ反映されることとなっています。

3点目、グラウンドの雑草管理についてであります。平成18年12月に地元 松陽台・鏡自治会から、グラウンド施設管理の徹底についてIBM社長宛てに要 望書が出され、会社からグラウンド管理についての回答書が出されたと聞いてお ります。

内容は、閉鎖後においての防犯安全面から、警備員の見回り、雑草管理については I BMが行うという内容であると聞いております。昨年7月に、地元松陽台自治会長から町宛てに雑草管理について要望書が出され、I BMに確認をしたところ、会社として年2回の雑草管理を行うとの回答であり、自治会長にお伝えしたところであります。

その後、IBM側と開発事業者側との打合せにより、グラウンドの雑草管理については開発事業者が管理するようになったと聞き及んでおり、町といたしましては、開発事業者に対しまして地元の意向を伝えてあります。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 6番、圖司議員。
- **〇6番(圖司重夫)** ありがとうございます。

この雑草管理につきましては、本当にお願いしたいなというふうに思っております。松陽台の方ですぐ近くに住んでおられる方が、ちょっとぜん息に近いアレ

ルギーの方がおられまして、大変悩んでおられるということも聞いておりますし、 今後の業者の方によろしくお願いしたいなと思っています。

あと2つ、3つですけれども、細かい部分で恐縮ですけれども、現場を見ていただいたらよくわかりますけれども、高低差がかなり、2mから3mぐらいあると思いますけれども、今後、造成におきまして、たぶんこの高低差も利用されながら団地が建設されるのかなと思うのですけれども、その土砂が余ると残土が出るとか、出ないとか。もしその場合に、区域外ですべて調整されるのか。この松陽台以外のところへ残土として持っていかれるのか。

そういう点と、それから、たぶんこの前の2月26日の地元協議、私も出席さ せていただきましたけれども、団地の図面を見せていただいて、ほぼ中央に南北 に走る道路があります。あと東西に何本か団地の真ん中を通っているわけですけ れども、たぶんこの南北に走る道がメイン道路と言いますか、それから第一松陽 台の方へ出る車と第二松陽台の方へ出る車とあるわけですけれども、第一松陽台、 この図面でいくと小さいのでわかりませんけれども、これが真ん中のメインスト リートと言いますか、ここへ出るか、こっちへ出るかしかないわけで、この道に つきまして大変、今まで以上に混雑するかなというふうに思うのです。そこら辺 の道路の拡幅についての構想をお聞きしたいのと、それから、今の第一松陽台と 新しい団地の間には、よくご存知のように、松陽台の方々のごみステーション、 もちろん指定されておりますけれども、ごみステーションが約3ヵ所ほどありま して、松陽台のごみステーションは他の集落のごみステーションと違いまして、 館ではありませんで、指定されたところにごみを集めて上からブルーシートで覆 うというようなことで、過去にブルーシートが飛んでカラスの被害に遭ったとい う、そういう被害も何回かあったそうですけれども、そういうごみステーション ですし、その辺の今後の改良を、場所の移動も含めてどのように考えておられる のか、お願いしたいなと思います。

- **〇議長(寺島健一)** 田中建設水道課長。
- ○建設水道課長(田中秀樹) ただいま、圖司議員さんから3点のご質問を伺っています。

まず1点目、団地内の関係で高低差がかなりできます。そこで、土砂の関係は どのようになるのかということがございます。それにつきましては、先の地元説 明会におきましても高低差がかなりできるということで説明いたしまして、既存 の町道から見ると2m・3m上がるということで、威圧感があるということで何 とかならないかということも伺っておりまして、これにつきましては、今、開発 業者の方に検討をということで返しまして、答えは今現在出ておりません。問題 提起をしてあげております。

また、2点目の団地内の幹線道路と既存団地の取付の部分の交差点と言うか、 既設の部分の道路関係の拡幅、また歩道も含めましてということで、これにつき ましても団地の方から特に歩道整備についての要望も伺っておりまして、これに つきましても事業者側の方に地元要望を伝えながら、どこまでの範囲で検討でき るかということで、今現在提示をしている段階で、まだ現在、答えはいただいて おりません。

3点目、ごみステーションにつきましても地元さんの方から伺っております。 新しく今開発するところにおきましては、今現在5ヵ所のごみステーションをするということで計画されております。

既存団地との取り合いの中におけるごみステーションにつきましては、ごみステーションを置くことによって道路幅員が狭くなるということもありますので、それについては、今後、地元も含めまして検討していくということで、これも課題ということで残っておりますので、今現在、多くの課題の中で進めをさせておりまして、これから始まったばかりということで、事業者側から回答が出次第、また関係者の皆さん方にお知らせもさせていただきますので、その時はよろしくお願い申し上げます。以上、回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 6番、圖司議員。
- ○6番(圖司重夫) ありがとうございます。まだまだ今後の問題であって、業者の方も含めて、調整をしていただくのは大変大きなポイントになるかなというふうに思うのですけれども、最後にもう1つ、今の業者の方ですけれども、既に湖南市の西堀建設さんということで決めておられまして、過日の2月26日の地元説明会におきましても、代表者の方が来られております。

今後、できたらこういうものは地区計画の中において行政指導が本来の姿であるかなというふうに思うのですけれども、住民にとりましては、どちらに行ったらいいのかと、どっちつかずということになると具合悪いですし、今後造成等進めていく上で細かい部分が出てくるかなというふうに思うのですけれども、その辺の考え方についてお伺いいたします。

- **〇議長(寺島健一)** 田中建設水道課長。
- **〇建設水道課長(田中秀樹)** ただいま圖司議員さんから3点目のご質問をいただき

ました。今後の事業者と地元関係、また町の関係ということで、特に今後詳細な 設計がまたでき上がってきます。それに基づきまして、いろいろな各種協議など があります。

そこで、窓口的には、今現在思っておりますのは、地区計画は町が定めるとありますので、町を窓口といたしまして地元と協議をしたいと思っておりますので、 当面は町の方でいいと思っています。

現場に入りましたら、また工事ということで業者サイドになりますので、その 時はその時でまた協議をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 以上、回答とさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 6番、圖司議員。
- ○6番(圖司重夫) ありがとうございます。要は、今住んでおられる松陽台の方々、またこれから実際に住まわれる方々のいろいろな意向というものもありますし、そこら辺をまとめていただくのは大変ですけれども、ひとつよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。
- **〇議長(寺島健一)** 11番、若井敏子議員。
- **〇11番(若井敏子)** よろしくお願いします。住宅リフォーム助成の制度化について質問をいたします。

今回までに何回もこの問題については議会で提案をし、お願いをしているところですけれども、一向に制度化していただけないということもあって、今回改めて質問をさせていただきます。

住宅リフォーム助成制度ですけれども、本当にこんなに喜ばれる制度が竜王町 にないのは大変残念だと思っています。ぜひとも早急に検討いただきたいという 思いをしているところです。

彦根市で、昨年12月に住宅リフォーム助成制度が始まりました。これは今回の緊急融資等のお話の中で、緊急経済対策ということで始められたようでありますけれども、彦根市の予算は200万円でした。これに対して申し込みがあったのは142件で、抽選で11件選ばれて、補欠の5件を決められたという話です。彦根市は、この21年度予算では2,000万円の予定をされておられて、進められると聞いています。

この住宅リフォーム助成制度というのは、もともと東京板橋区で始まったもの そうですけれども、工事費の5%で、例えば上限10万円ぐらいの助成があるよ うで、板橋区の場合でも実績は216件、すべてが限度いっぱいの工事をされた として行政の負担は2,160万円ですけれども、実際の総工事費は3億6,400万円だったそうです。この住宅リフォーム助成制度を実施している多くのところで、行政が負担している額の10倍も20倍もの経済効果があるということが証明されています。

施工業者を町内に限定して高齢者住宅の改造にも適用すれば、住宅の改善対策と町内の土木建築などの業者に対しては不況打開策、地域経済の刺激策として地域を元気づけるものであり、利用する町民も喜んでいただけますし、町負担もそう多額にはならないということで、最高の制度だと言われていますし、私自身もそのように考えているところです。

特に新規の住宅建設は、大手ハウスメーカーが受注していて、なかなか在来の 大工さんや左官屋さんの方には仕事が回ってこないというふうに聞いています。 この住宅リフォーム助成制度、今の時期に実施しないという手はないと考えるも のですけれども、改めてご所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(寺島健一) 川部産業建設主監。

○産業建設主監(川部治夫) 若井議員さんの「住宅リフォームの助成の制度化を」 のご質問にお答えいたします。

議員仰せのように、県内では緊急経済対策として住宅リフォーム制度を実施されておりますのは、日野町と彦根市が実施されております。住宅リフォーム制度として、彦根市では平成20年12月に、厳しい経済情勢の中にあって地域経済の活性化および雇用の安定に寄与、緊急経済対策として住宅リフォーム促進事業の制度化を始められました。

制度の内容は、市内に居住する市民が市内に本社、法人または個人の施工業者を利用して自宅の修繕・補修などのリフォームを行う場合に、工事経費の20%以内で最高20万円の限度額で補助をされるもので、議員仰せのとおり、今年2月に申し込みを受け付けされたところ、予算200万円に対して142件の申し込みが殺到したことから、平成21年度予算として2,000万円を計上されたところであります。

また、日野町では平成17年度より、厳しい経済・雇用情勢が続く中で緊急経済対策の一環として、町内に住所を有する町民が自己の居住する住宅を町内の施工業者を利用して修繕・補修等の住宅リフォーム工事をする場合に対し、20万円以上の事業で10%の助成で助成限度が10万円として、予算の範囲内において日野町指定の商品券で助成をされているものであります。予算額は300万円

で、年度によっては補正予算により増額されているところであります。

この制度の具体的実施を町内業者に限定することにより、不況の打開、地域経済の向上、さらには消費刺激策として、町の施策として取り組んでいってはどうかとのご質問でございます。確かに、この事業は緊急雇用対策の一環として、町内の産業の活性化と雇用の確保を図るために実施されており、経済効果につながるものであります。

また、本町と同様に彦根市・東近江市・栗東市・日野町では、住宅の地震に対する安全性の向上図り、地震に強いまちづくりを進めるための耐震診断等により、改修が必要とされた既存住宅の耐震改修工事に対して支援事業をされております。

現在、町では、障がい者や高齢者の方が住宅改修する場合には、県からの補助を受け、町においてもこれに上乗せして本人負担の軽減を図っているところであります。

町といたしましては、議員のご提案をいただいておりますこの住宅リフォーム制度について、現在のところ導入することには至っておりませんが、今後、町内事業所の経営状況把握などを踏まえて検討をしてまいりたいと考えます。以上、若井議員さんへの回答といたします。

〇議長(寺島健一) 11番、若井議員。

○11番(若井敏子) 検討していただくというふうにお答えをいただいておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思うのですけれども、先ほど彦根の話をされました。彦根は平成8年12月に決定されて実施されているのですけれども、長浜は今年1月ですね。近江八幡市も今年2月、大津も今年2月、これも緊急対策という形で進められたかと思うのですが、近江八幡市の内容を見てみますと、工事費の15%で限度額30万円、近江八幡市は予算3,000万円見ておられるのですけれども、この工事費の15%は一般の住宅で、障がい者ですとか、あるいは高齢者の住宅改造については、50%まで見るというふうなことを聞いています。

先ほど、竜王町も、高齢者の介護に関わる住宅改造については補助もしていただいているというふうにご説明がありましたとおり、そのことは承知しているのですけれども、この制度と抱き合わせというか、一体のものとして取り組むということも、効果があるのではないかなと思っています。

全国の取り組みを見てみますと、私の手元にある資料は山形県と埼玉県の資料

なのですが、どちらも30ぐらいの自治体でこの制度をされています。ほとんどは、だいたい補助額の上限は5万円とか10万円ぐらいで、自治体としての負担は、町段階では300万円ないし500万円ぐらい、市の方では2,000万円・3,000万円と、規模にもよるのですけれども、予算を立てておられるように思います。

ご承知いただいているように、また、お認めいただきましたように、この制度は本当に効果があるということで、今回この質問をするにつきましては、町内の大工さんですとか左官屋さんにもひととおり電話を入れて、こんなことを質問しようと思っていますということをお知らせして今日この場に立っておりますので、その方たちは、ぜひ結果に期待していますということもありましたので、また報告ができるような結論を出していただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長(寺島健一) これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(散会 午後8時53分)